

平成18年（2006年）紀北町3月定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成18年3月7日（火）

招集の場所 紀北町総合庁舎議会議場

開 会 平成18年3月7日（火）

応招議員

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 平野倅規 | 2番  | 中村吉之  |
| 3番  | 東 清剛 | 4番  | 世古勝彦  |
| 5番  | 濱田耕輝 | 6番  | 井土清二  |
| 7番  | 平野隆久 | 8番  | 尾上壽一  |
| 9番  | 山中剛司 | 10番 | 橋本雄固  |
| 11番 | 永田安彦 | 12番 | 浅川 研  |
| 13番 | 濱田武次 | 14番 | 中村健之  |
| 15番 | 川端龍雄 | 16番 | 松永征也  |
| 17番 | 家崎春季 | 18番 | 近澤チヅル |
| 19番 | 東 恒雄 | 20番 | 東 澄代  |
| 21番 | 中本 衛 | 22番 | 垣内 勇  |
| 23番 | 東 寿子 | 24番 | 中津畑正量 |
| 25番 | 塩崎悦万 | 26番 | 西岡利平  |
| 27番 | 北村博司 | 28番 | 野呂健博  |
| 29番 | 岩見雅夫 | 30番 | 島本昌幸  |
| 31番 | 谷 節夫 |     |       |

不応招議員 なし

地方自治法第 121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

|         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 町 長     | 奥山始郎 | 助 役       | 北村文明 |
| 収 入 役   | 川端清司 | 総 務 課 長   | 谷口房夫 |
| 財 政 課 長 | 太田哲生 | 危機管理課長    | 中場 幹 |
| 企 画 課 長 | 川合誠一 | 税 務 課 長   | 長野季樹 |
| 住 民 課 長 | 宮沢清春 | 福祉保健課長    | 塩崎剛尚 |
| 環境管理課長  | 山本善久 | 産業振興課長    | 平山 厚 |
| 建 設 課 長 | 倉崎全生 | 水 道 課 長   | 東 義郎 |
| 出 納 室 長 | 家崎英寿 | 紀伊長島総合支所長 | 石倉宣夫 |
| 海山総合支所長 | 山下 悌 | 教育委員長     | 喜多 健 |
| 教 育 長   | 小倉 肇 | 教 育 課 長   | 奥野昇眞 |
| 代表監査委員  | 佐野耕造 |           |      |

職務の為出席者

|         |      |        |      |
|---------|------|--------|------|
| 事 務 局 長 | 中野直文 | 書 記    | 川口節生 |
| 書 記     | 牧野尚記 | 総務課長補佐 | 堀 秀俊 |

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

|          |          |
|----------|----------|
| 16番 松永征也 | 17番 家崎春季 |
|----------|----------|

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前9時 30分)

---

議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は30名で、定足数に達しております。

これより平成18年3月紀北町議会定例会が成立いたしましたので開会いたします。

会期日程並びに議事日程等については、お手元に配布のとおりでございますのでご了承ください。

なお、今期定例会におきましては行政放送番組収録のためZTV及び企画課職員のテレビ撮影等を許可することといたします。

それでは会期日程並びに議事日程を朗読させます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

( 議 事 日 程 朗 読 )

議長

これより本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

16番 松永征也君

17番 家崎春季君

のご両面を指名いたします。

---

#### 日程第2

議長

次に日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日7日から23日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日7日から23日までの17日間とすることに決定しました。

---

### 日程第3

議長

次に日程第3 諸般の報告をいたします。

去る3月3日に議会運営委員会が開催され、本定例会にかかる会期及び運営等について協議がなされ、すでに配布済みのとおり確認いたしておりますので、ご報告申し上げます。

まず、今期定例会に提出され受理した案件は、諮問第1号から認定第12号までの45件と請願1件となっておりますので、ご了承ください。

なお、陳情については2件でございますが、議運での協議の結果、配布のみとすることに決定しましたので、各議員に配布させていただきました。ご一読ください。

決算認定に関する審査方法でございますが、申し合わせによりまして決算特別委員会を設置して審議を行うことになっております。議会運営委員会での協議の結果、議長の発議で提案することに決定いたしました。委員の定数については14名とし、海山区7名、紀伊長島区7名といたします。議案の上程につきましては、第3日目の3月9日に委員会付託を行う前に、追加議案として考えておりますので、それぞれで委員の選出をしていただくようお願いいたします。

次に地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、町長以下教育委員長、監査委員、教育長並びに関係課長等の出席がございましたのでご報告いたします。

次に一般質問の通告の取り扱いでございますが、3月定例会においては第2日目、3月8日の午後2時の締め切りといたします。題名、質問要旨、答弁者などは明確に記載くださるようお願いいたします。また資料等の提出を求める方は必ず記載してください。

最後に、3月3日の議会運営委員会開催前に、企画課よりふるさと紀北町シンボル選考委員会の委員についての申し出がありました。議会運営委員会での協議の結果、正副議長と3常任委員長の5名ではどうかということで申し出ましたところ、5名ということで町側の了承をいただきましたのでご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

## 日程第 4

### 議長

次に日程第 4 行政報告につき、町長から申し出がありましたので、これを許可することいたします。

奥山町長。

### 奥山始郎町長

3 月町議会定例会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

まず、係争中の規制対象事業場認定処分取消請求控訴事件についてであります。去る 2 月 24 日、名古屋高等裁判所で判決が言い渡されましたが、私どもの主張が認められず、大変残念な結果となりましたことをご報告申し上げます。議員の皆さまをはじめ、本町の訴訟代理人である弁護士の方々、そして本件訴訟に携わってくださった多くの方々に深く感謝申し上げます。本町といたしましては、先日の議員の皆さまとの協議の場でも私の考えをお示しさせていただきましたように、最高裁へ上告及び上告受理申し立てを行い、本件訴訟の勝訴に向けて最善の努力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆さまのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、本定例会で関連の議案を上程させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、紀伊長島区十須簡易水道の水が濁ったことについての報告をさせていただきます。去る 1 月 13 日、2 月 1 日、さらには 2 月 25 日において十須簡易水道水源地の井戸水が濁り、濁度、色度が基準値以上となりました。そのため十須簡易水道の給水区域内の各世帯に飲用水を配って対応させていただいておりますが、利用者の皆さまには大変ご迷惑をおかけしてきました。

濁りの原因につきましては、水源地に隣接する河川の災害復旧工事が着手された後の発生でありますので、そのことが影響しているものと思われま。対策といたしましては紀北県民局建設部と相談しまして、河川工事については水を濁さない工法の検討や、水源井戸の取水用スクリーンに蓋をして側部からの取水を止め、底部からの水だけをくみ上げるなどのほか、濁度、色度の監視体制をしき、水源地井戸の水が濁れば河川工事を止めていただくといった対策を講じております。今後とも安全で安心して飲んでいただける水道水の供給のため、更なる努力をしてまいります。

続きまして去る1月19日に、判明した電源開発株式会社尾鷲第一発電所敷地内にあるPCB格納庫に保管していた計器用変圧器から、低濃度PCBを含んだ絶縁油が格納庫内に漏洩し、その一部が外壁を浸潤し、外部に漏れた事故につきましてご報告をいたします。

この事故の報告を受け、早速事故対策会議を立ち上げ職員を現地に派遣し、状況を把握するとともに、町独自で水質検査を実施することとし、同日、便ノ山浄水場及び又口川2カ所の計3カ所で採水し、PCBの検査を行いました。検査の結果、PCBは検出されませんでした。

1月26日に電源開発株式会社が実施した検査結果の報告があり、PCB保管庫直下の土壌から微量のPCBが確認されましたが、それ以外の土壌検査及び水質検査ではPCBは不検出との報告を受けました。

また、同日、三重県紀北県民局生活環境森林部に問い合わせた結果、電源開発株式会社の検査結果及び三重県の検査結果を勘案し、調整池及び河川水については安全と判断したとの見解をいただきました。翌27日に電源開発株式会社に対しまして、PCB漏洩の徹底した原因究明と、速やかな公表、安全対策の徹底、周辺土壌検査及び水質検査の継続等の申し出を行いました。2月16日に電源開発株式会社から、その後の検査結果及び今後の対策について報告があり、三重県等の指導のもと土壌検査は22カ所の81検体で実施し、水質検査は漏洩が判明した1月19日から2月15日まで2カ所の水を毎日検査したが、すべての箇所でもPCBは不検出であった旨と、漏洩の原因は計器用変圧器3本の結合部パッキンの経年劣化と、保管時において結合部に応力が加わった複合原因により漏洩したものと推定されたとの報告がありました。

一方、周辺部への影響についてはPCBが検出された土壌はすべて取り除いており、その他の周辺の土壌、調整池内、井戸水、河川等外部への影響はないとの報告でありました。今後の対策といたしましては、PCB格納庫を平成18年9月ごろまでに新設し、保管の計器用変圧器等は金属製の容器に収納し、新設の格納庫に保管する。またPCBに汚染された土壌等汚染されたコンクリート等はドラム缶に入れ適正に保管するとの報告があり、さらには引き続き新設の格納庫が完成するまで、月1回の水質検査を実施するとのことでありました。これらのことから本町といたしましてはこの事故による周辺への影響はないものと判断いたしましたが、事故現場が水源地の上流であることから当分の間、引き続き便ノ山浄水場におきまして、月1回のPCBの検査を実施していくことといたしております。

最後に、旧海山町議会で平成17年6月14日の定例会におきまして、議案第59号で議決をいただき、津地方裁判所熊野支部に訴えの提起をしておりました、所有権移転登記手続請求事件についての報告をさせていただきます。

本訴訟の内容でございますが、町道本地2号線の道路敷地内に個人名義の土地が存在し、登記名義人から無断使用しているとして賠償金を請求されたのに対して、本件土地は旧海山町の道路敷地であることを求める訴訟を、本町から起こしたものでございます。

本件土地は、紀北町海山区相賀字江崎2042番4、宅地18.70㎡でございますが、平成17年12月15日に本町勝訴となる判決の言い渡しがあり、控訴されず確定されましたので、すでに町へ登記を済ませましたことをご報告するとともに、訴訟についてご理解ご協力をいただきましたことに対しまして感謝申し上げます。以上でございます。

**議長**

以上で行政報告を終わります。

---

## 日程第5

**議長**

続きまして、日程第5 平成18年度における町政の一般説明を議題といたします。

それでは町長より説明を許可することにいたします。

奥山町長。

**奥山始郎町長**

本日、平成18年3月議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆さまには、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、平成18年度の予算並びに諸議案をご審議いただくにあたり、私の町政に対する所信の一端を申し述べ、議員並びに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年10月11日の紀伊長島町と海山町との合併により、紀北町が誕生いたしました。早いもので半年が経過しようとしております。この間、町議会議員各位はもとより町民の皆さまからの新町のまちづくりに対するご支援、ご協力に厚く御礼申し上げます。

さて、政府は昨年8月以降、景気は緩やかに回復しているとしてきましたが、本年2月には景気は回復していると景気の堅調ぶりを明確にいたしております。しかし、景気回復は大企業、大都市圏中心で、地方経済への波及は遅れており、我が紀北町の景気は依然厳しい状態にあると感じております。また、我が国の財政状況は、国と地方を併せた長期債務残高が平成17年度末で770兆円を超える見込みとなっており、依然として厳しい状況にあります。

そのため、国は「民間にできることは民間に」、そして「地方にできることは地方に」の基本方針のもと、地方に対して知恵と工夫の競争や自助努力による地域再生を求めており、とり

わけ強力に推し進められている三位一体の改革では、地方に対し財政への厳しい変革を求めてきております。また、県においても組織のスリム化や財政の建て直しなどへの取り組みとともに、新しい時代の公の考えのもと県民や市町との新たな関係の構築を進めております。

旧両町では三位一体の改革による影響や大被害等により、基金取り崩しによる厳しい予算を編成してまいりました。

平成18年度もこの基調は変わらず、平成17年度の国勢調査での人口減少による地方交付税への影響、水害に伴う町税の減免等収税への影響などもあり、より厳しい予算編成を余儀なくされております。

このような厳しい状況下であります。平成18年度は合併前の行政水準の維持と均衡ある郷土の発展を図るとともに、期待される合併効果の早期実現を目指してまいりたく、予算については、厳しい歳入のなかでこれらに配慮したものとなっております。

一方、三位一体の改革等により、歳入面では平成19年度以降においても、依然として非常に厳しい状況が続くものと予測されます。このため、合併により町域の拡大に対応しつつ従来の行政水準を維持するとともに、一層の行政コストの縮減が求められております。皆さまもご存じのとおり旧長島町は、赤字再建準用団体に落ち込んだ苦い経験を持っております。

今後は財政の健全化と各施設の展開という二律背反の、極めて困難な町政運営を行わなければなりません。これまでの貴重な経験をもとに、行財政改革を強力に推進するとともに、安心安全のまちづくりと福祉の充実、文化・教育の振興と産業商工の振興を重点に取り組む所存であります。

合併後の紀北町にとって、町民一人ひとりの「ふるさと紀北」に対する熱い想いを結集することが、より良い地域社会の存続と発展に重要であり、町民各位がそれぞれの立場で積極的な地域貢献や役割を果たしていくことが、新しいふるさとづくりにつながるものと考えます。また、本町出身の方々が多方面でご活躍されていると伺っており、これらの方々にも、これからの紀北町のまちづくりにご協力いただければと考えております。

旧両町民の融和と協調の醸成による一体性の確保を図りつつ、両地域の均衡ある発展を推進し、「自然の鼓動を聞き、みなが集い、創る やすらぎのまち」の実現に向け、全力を傾注してまいります。

「梅は寒苦に耐えて清香を発し、人は艱難に当たって後成功す」という言葉がございます。現状を総合的に捉え、今後の町政の発展的な促進を実施していくことが求められているところです。



20世紀の一特徴としての経済優先や弱肉強食とは違った21世紀の時代認識、つまり、心の輝き、福祉や環境等を重視して、議会や町民の皆さまのご理解とご協力を得て、町政が精一杯の努力を続けていくことが肝要です。

しかして後、本町には馥郁たる香気が漂い、町民が微笑みをもって、平和で安定した生活を送ることができるよう努力してまいります。

次に平成18年度予算の重点的な施策事業について説明いたします。

1つ目として、安全・安心のまちづくりであります。

まず、防災対策であります。

地震の専門家によれば、東海地震は今すぐ発生してもおかしくない状況と言われており、また東南海地震の今後30年以内の発生確立は60%、南海地震は50%とも言われております。さらに場合によっては3つの地震が同時に発生する可能性も指摘されております。

近い将来、南海トラフで巨大地震が発生しましたら、太平洋沿岸地域では津波が襲来し、沿岸地域では壊滅的な被害を受けるといわれております。このときに備えて町民と行政が一丸となり引き続き防災対策に傾注しなければならないと考えております。

次に台風、豪雨、土砂災害の対策であります。

平成16年9月の豪雨で本町は、未曾有の災害を受けました。まだ災害復旧事業を継続して施行しておりまして、18年度も災害復旧事業費を計上しており、復旧事業につきましては、ほぼ完了すると思われまます。国及び県においても激特事業を施行中でございまして、船津川河口から3.6kmの区間の築堤、護岸、堤防の嵩上げ及び河床掘削などの工事が着々と進められております。この地域は全国でも有数の過雨地帯であり、いつ豪雨による災害が起ころのかわかりません。常に災害に備える必要があります。

地震・津波そして台風豪雨等の防災対策のため、大変厳しい財政状況のなかではありますが、津波避難ビル外付け階段の設置、津波ステーションの建設、避難路や避難誘導灯の設置、行政無線の整備などに重点的に予算を配分いたしました。

今後とも引き続き防災対策を充実させて、被害の抑止と軽減に力を注いでいく所存でございますが、高齢化や核家族化が進む本町におきましては、町民皆さまの協力がなくてはならないものでございます。災害発生において町民皆さま方自身の「自助」での対応は言うまでもありませんが、隣近所で助け合う「共助」が大切であると考えております。

次に消防・救急体制の整備であります。

近年の技術革新により、消防機器整備は省力化、軽量化、高性能化が進んでおり、最先端技

術を取り入れた消防資器材の導入が必要であります。一方、救急業務は年々増え続ける救急出動及び高度な救急処置を求める社会のニーズに対応するためには、救急隊員がより高度な技術の習得に努め、医療機関との密接な協力体制を構築する必要があります。

このため平成18年度には、海山消防署において消防ポンプ自動車の購入の事業費を予算計上しております。また、現在、救急救命士は紀伊長島消防署に3名、海山消防署に3名配置されておりますが、平成18年度におきましては、紀伊長島消防署の職員1名を資格取得させます。

また、消防団の強化のための事業としまして、紀伊長島区の消防団詰所の建設など消防団施設や資器材の整備を行うとともに、紀北町消防団が、三重県消防操法大会の小型ポンプ操法の部に出場いたします。

消防、防災のいずれにいたしましても、これまで以上に町民の皆さま方と行政は互いに協力し、防災意識を高め、日ごろから災害に対応できる体制を整えてまいりたいと考えております。

このため、平成18年度には紀北町防災計画を策定し、また、国民保護法に基づく市町村計画の策定をしております。

次に生活環境の整備であります。

これまで高度に展開させてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動の輪を断ち、その健全な環境を阻害するという側面も有しています。このような活動様式は、環境に対して大きな負荷を与え続けてきました。こうしたことから、21世紀の経済社会のあり方として考えられたのが資源循環型社会であります。本町では、この趣旨に則り、循環型社会の構築を進めたいと考えております。

このため、リサイクルセンター施設管理事業、ごみ収集処理事業、資源ごみリサイクル促進事業などの諸事業を行うことにより、ごみのリサイクルを徹底し、廃棄物の適正処理に努める所存であります。

次に生活排水対策などの推進であります。

日常生活に伴って家庭から排出される生活排水対策につきましては、いまだ十分とはいえず、特に民家の集中した地域の排水路では、水質の汚濁が進んでおります。このため、以前からの合併処理浄化槽設置補助事業を引き続き実施するとともに、合併処理浄化槽の普及促進を図ってまいります。そのため、紀北町的生活排水処理の基本方針を定めるため生活排水処理基本計画を策定いたします。また今後、紀北町で設置が予測される合併処理浄化槽について、町が事業主体である浄化槽市町村整備推進事業を推進するため、現況・事業手法・事業コストの調査検討をするため、浄化槽整備推進調査を実施いたします。

これらのことに加え、環境保全のため水質検査や大気測定、及び廃棄物の不法投棄の監視などを継続して行ってまいります。

次に社会資本の充実としまして、近畿自動車道紀勢線の建設促進であります。

本町は、恵まれた自然環境や世界遺産に指定された熊野古道をはじめとする多くの観光資源と、豊富な農林水産資源を有している地域であります。しかし、地域の活性化については道路整備の遅れなどにより、数々の資源を十分生かすことができず、交通の便利な地域に比べ大きく遅れをとっております。

防災面におきましても、去る平成16年9月の豪雨では、国道42号が土砂崩れなどにより通行止めとなり、救急患者の移送とか救援活動に多くの障害が出ました。

また、近い将来発生すると考えられている東海・東南海・南海地震が起きると、壊滅的な被害が想定され、住民の生活にとりまして深刻な事態となる恐れがあります。

近畿自動車道紀勢線道整備により災害や異常気象時、救急や火災などの緊急時の際にも国道42号の代替道路となりますので一刻も早い高速道路の完成を願っております。

今後の整備予定につきましては、来る3月11日に大宮大台インターチェンジまでが開通いたします。この先、紀伊長島インターチェンジまでは中日本高速道路株式会社が整備いたします。ここから尾鷲北インターチェンジまでは国土交通省が新直轄事業として整備を進めます。

本町では、すでに計画路線も決定され、高速道路工事に先駆けて紀伊長島区では、高速道路関連事業としまして三浦地区の京戸線及び道瀬地区の真谷線道路整備事業、そして長島地区の横手川河川改修事業を予算計上いたしました。また、海山区でも一部用地買収は進められておりまして、海山インターチェンジ周辺の総合的治水対策の検討も進め、便ノ山地区では景観に配慮した整備の促進に努めてまいります。

今後も皆さま方のお力添えと関係機関の協力をいただきまして、近畿自動車道紀勢線の早期完成に向けて努力する所存でございます。

このほかにも、長島港湾から赤羽川河口、名倉に至る湾岸道路の整備につきましても、数十年来の悲願でもありますし、また県営事業のレクリエーション都市熊野灘臨海公園の整備につきましても引き続き要望してまいります。近年、国、地方ともに厳しい財政状況のなかではありますが最大限の努力をしてまいります。

2つ目として、産業の振興であります。

農林漁業におきましては、長期にわたる価格の低迷により産業としての魅力が減少して、新規就労者が少なくなり従事者の高齢化が進んでおります。それに伴い、生産額も年々減少して

いる傾向にあります。

こうした状況下において抜本的な対策が求められておりますが、急激な進展につながる施策がなかなか見出せないのが実情であります。経済的な基盤が緩んだなかで、その支援策や産業従事者の意識の改革といった地道な努力が必要という観点に立ち産業振興施策を進めることといたしました。

農業振興施策といたしましては、荒廃した農地の整備を図るため、新たに中山間地域総合整備事業を取り入れることとしまして、平成18年度はその事業計画を策定いたします。

林業振興施策といたしましては、木材の需要拡大施策として、地元材を使った木造住宅建設に対する支援制度を紀北町全体として実施することにしております。

漁業振興施策といたしましては、紀伊長島区海野浦漁港の早期完成を目指すとともに、魚場の保全として藻場造成及び磯清掃、魚礁の設置、水産資源増殖に向けての種苗放流、外国人漁業研修生受け入れ、漁業協同組合の経営基盤強化への支援、漁業近代化資金利子補給、漁業災害対策支援を引き続き実施し、本町の基幹産業である水産業の振興を図ってまいります。

商工業振興施策といたしましては、商工会活動を通じた商工業者の意識の改革や「たべきりワンパッケージフード」の開発がジャパンプランドに認定され、海外にまで進出する動きがあるなど、積極的な取り組みがされております。また、水産加工の分野では、平成14年度から外国人（中国人）研修生受入事業により、その数は9名から年々増加し、平成18年度には30名となる予定で、累計は93名となります。このことにより国際親善はもとより、生産現場は水産加工品開発と相まって、たいへん活発となってまいりました。

今後、紀北町商工会として合併する運びとなっており、町全体として更なる発展を期待しているところであります。町といたしましてはこれらの商工会活動に対し、引き続き支援していきたいと考えております。

観光振興施策につきましては、世界遺産の熊野古道客をいかに町内に導くかといった取り組みで、地域住民のグループと行政の協働活動が活発に行われており、これまでに町内の名所や町並みを案内する道標の設置や案内地図の作成をしてまいりました。平成18年度は更に町内の景観を整備し、交流空間としての取り組みをする事業として「魅力ある観光地づくり支援事業」を昨年度に引き続き実施してまいります。また、地域の自然や農林漁業の産業を生かした観光地づくりとして、島勝浦の体験型イベント交流施設や町内のキャンプ場等の活用を通して体験型観光の体制を整え、その商品化を目指す自然体験型観光ビジネス化事業を引き続き実施してまいります。

さらに、観光の情報発信や宣伝活動を充実するために、観光サービス機関の一体化を図り、より多くの観光客が町内に訪れる仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。

3つ目といたしまして、福祉の充実であります。

本町におきまして65歳以上の高齢者人口は 6,482人で割合は31.3%であります。全国平均の20.3%を大きく上回っており、いち早く高齢社会を迎えております。

このようななか、元気で積極的に社会活動に取り組む高齢者も増えておりますが、自立が困難な高齢者も増加しております。福祉施策では介護保険制度の改正や障害者自立支援法の成立など、保健・福祉に関する国・県の施策が急速に変化しております。こうしたなか民生委員・児童委員の方々や社会福祉協議会等、福祉関係団体との連携を高め、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉などの福祉施策を進めてまいります。

まず、高齢者福祉についてであります。介護保険制度の見直しにより新たに導入される地域包括支援センターでは、生活圏域で地域包括ケアを有効に機能させるため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職種を配置し、高齢者への総合的な支援を行います。

センターの運営につきましては、紀北広域連合からそれぞれの社会福祉協議会に業務を委託し、本町では、実施主体である紀北町社会福祉協議会と相互に連絡をとりながら高齢者の介護予防に努めてまいります。

次に児童福祉についてであります。

近年、出生数が年々減少し、少子化の傾向にありまして、少子化対策が求められているところであります。平成16年度に策定いたしました次世代育成支援対策地域行動計画によりまして、ミニ・ファミリーサポートセンターモデル事業、子育て支援センター事業、そして障害児保育事業等に取り組んでいるところであります。

次に障害者福祉についてであります。

障害者福祉は、身体障害、知的障害、精神障害と障害の種別ごとに異なる法律に基づき、各種サービス提供をしてきましたが、障害者自立支援法の成立により、共通の制度のもとに福祉サービスが一元化されました。平成18年度におきましては、その基本となる紀北地域障害者福祉計画を策定をしております。また、障害者の相談支援センターとして尾鷲市と紀北町で紀北地域総合支援センターを設置する予定であります。

保健事業では、救急医療体制や地域医療の確保に努め、健康相談、各種検診事業におきましても引き続き実施して、町民の健康増進に努めてまいります。

4つ目といたしまして、文化と教育の振興であります。

今日の教育をめぐる社会状況は、情報化、国際化、少子高齢化、環境問題の深刻化等の著しい社会変革のうねりの中にあって、世代間や地域住民の連帯感が薄れ、子どもたちを取り巻く環境にさまざまな影響を与えております。

こうした状況のなか、子どもたちの基礎学力の定着化と、生きる力の育成を図るため、学校・園・家庭・地域社会が十分に連携し、教育にあたることが重要課題であります。生きる力を育むことを理念とした現行の学習指導要領も実施以来4年が経過しました。これからの社会人を育成することが重要であることから、各学校、園にはその趣旨に添って創意工夫を生かした教育実践が求められています。豊かな自然と伝統・文化に育まれた紀北町の子どもたちが健やかに成長するよう、学習指導要領、県教育委員会の学校教育指導方針や多様化する住民の生涯学習についてのニーズ、当町の実情等に留意しながら今年度は次のような課題を念頭において、諸施策を進めていきたいと考えております。

学校教育における重要課題は、基礎学力の充実と個性の伸長を図りながら子どもたちが安全で安心して学ぶことができる学校環境を整えることとあります。そのため学校教育施設の耐震化整備を進めていきたいと思っております。

平成18年度におきましては、まだ調査の済んでいない海山区の相賀小学校の地震の耐力度調査を実施し、すでに調査の済んでいる紀伊長島区の東小、紀北中、西小などの結果をふまえ、その結果、老朽校舎の改築が必要となれば、改築の検討をさせていただきます。そのほかの学校施設も調査をし、地域の防災対策とも関連させつつ整備を進めてまいります。

また、情報化社会に対応する子どもたちの能力の育成を図るため、中学校ではクラス全員に1台、小学校でも一部を除き1人に1台の配置をし、引き続き学校教育コンピュータ整備事業を実施してまいります。

さらに、一部の小学校・中学校におきましては、すべての子に行き届いた教育への配慮から、障害児学級や普通学級に在籍する介助を必要とする児童生徒のため、介助教員を配置いたします。

障害児につきましては、個人の尊厳が重んじられ、障害のある子とない子が区別されることなく同じ社会の一員としてともに学び理解しあうことができる教育を進める必要があります。健常者と同じ学級で教育を受けることができるようにという意味でも、臨時介助教員を配置し、障害児教育の充実を期しました。

生涯学習においては、新生紀北町の新たな文化の発展に努力してまいります。それには紀伊長島区、海山区の垣根を超え、全町民のニーズに応える質の高い講演会、演奏会等優れた芸術

や文化に触れる機会をなるべく多く提供することに努めます。

また、各年齢層に応じた各種講座の拡充、新しい社会情勢に応じた学習機会の充実を図ります。

町民の高い知性と文化の向上を図るため、先人から受け継いだ貴重な文化遺産の顕彰に努めます。また、町内で5カ所を数える世界遺産熊野古道については、その価値についての理解を深めるため、町内・町外に対する情報発信や、保全と活用に努めます。さらに香り高い文化の創造や、ふるさとの伝統文化の伝承を願い、各種文化活動を推進します。

生涯スポーツの振興についても町民の健康づくり、体力づくりを目指し、紀北町らしい各種大会やスポーツ教室の開催など、楽しくスポーツにふれあう機会の提供とその充実に努めます。

5つ目としまして、行財政改革の推進であります。

政府は、最重要課題として、小さくで効率的な政府を実現し、財政への健全化を図るとともに、行政に対する信頼性の確保を図ることをあげております。また、昨年3月には総務省は、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を策定いたしました。

指針では、少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国・地方を通じた厳しい財政状況のなかで、今後の我が国は地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき、各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要があります。これからの地方公共団体においては新しい視点に立って、不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要であるとしております。

合併は、大きな行政改革の一つではありますが、合併効果が出るのはもう少し時間がかかるものと思われまます。また、三位一体改革と税収の落ち込み等によりまして歳入が減額し、歳出面では公債費の増加が見込れます。

紀北町の将来を考えた場合、町独自の政策を打ち出し、自立する強い町をつくる必要があります。そのためには徹底的な行財政改革は必要不可欠であります。このため、去る1月20日には、民間の方による行財政改革推進委員会を発足いたしまして、審議をお願いいたしました。

基本的な考え方としましては、住民参画によるまちづくりの推進、事務事業の見直しによる効果的な行政運営、健全な財政運営の確保、組織・機構の弾力的見直しと連携強化、公正・公平性の確保、そして職員の意識改革であります。

行政改革は、旧町においてこれまでも行ってきたところでありますが、今後ますます行財政を取り巻く環境が厳しくなりますので、不退転の決意で取り組んでいく覚悟でございます。

以上の重要課題のほかにも、町行政にとりまして、合併後の課題、過疎対策、国民健康保険

事業、水道事業など、なすべき重要な課題は数多くありますので、こうしたことにも十分配慮しながら、今後も最善の努力をしたいと決意しております。以上でございます。

議長

以上で町政の一般説明を終わります。

---

## 日程第6～日程8

議長

続きまして諮問第1号は人事案件であり、議案第7号と議案第8号については訴訟関係の案件であるため、本会議での審議といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から議案第8号までの3件については、本会議での審議とすることに決定いたしました。

それでは諮問第1号から議案第8号の3件については、提案理由並びに内容説明を求めため、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、一括議題とすることに決定しました。

まず、提案者より一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

本議会定例会に上程いたしました案件につきまして提案の趣旨説明を申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

本件につきましては、現委員の長井梧郎氏が本年3月31日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成5年7月から合併まで旧紀伊長島町において人権擁護委員として、また合併後の紀北町におきましても同委員として、その職責を全うされご尽力をいただきました。

つきましては引き続き同氏を推薦いたしたく諮問するものであります。



## 議案第7号 訴えの提起について

本議案につきましては、去る2月24日、名古屋高等裁判所におきまして係争中でありました、規制対象事業場認定取消請求控訴事件について下された控訴人側勝訴の判決結果に対し、本町として最高裁判所への上告を行いたく、つきましては地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

本件につきましては、議員の皆さまをはじめ町民の皆さまに多大なるご心痛をおかけいたしておりますが、判決後開催させていただきました産廃訴訟の判決内容等の説明会や、議会との産廃訴訟事件の協議の場でも申し上げましたとおり、私といたしましては一審・二審の判決を一転ひるがえした今回の判決結果につきましては、到底納得できるものではありません。

今、上告の機会が与えられているにもかかわらず、あきらめて上告を見送れば、将来において禍根を残すことになるのではと懸念してなりません。また産廃施設建設に反対署名をなされた地区住民の思いを無にすることにもなりかねません。

私といたしましては、上告の機会が与えられている限り、勝訴を目指し、闘い続けることが使命であろうと考えます。

何分にも判決から上告の期限が2週間と短いことから、議員の皆さまにも、また住民の皆さまにも十分に説明し、考えていただく時間を持っていただくことができず、大変申し訳なく思いますが、上告期限の3月10日が迫ってきておりますので、どうかその点をご理解いただき、本日、この議案を是非ご可決いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

## 議案第8号 平成17年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

本議案につきましては、平成17年度紀北町一般会計の現計予算に、歳入歳出それぞれ596万8,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ76億2,382万6,000円といたしたいので、議決をお願いするものであります。増額内容につきましてはすべて規制対象事業場認定取消請求控訴事件の訴訟に関する費用であります。

以上、諮問及び2議案の提案説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当に説明いたさせます。何とぞ慎重ご審議のうえ、ご可決賜りますようよろしく願いいたします。

## 議長

続きまして人事案件を除いた議案2件についての内容説明を求めます。

まず、東水道課長。

## 東義郎水道課長

おはようございます。議案書の3ページをお開きください。

それでは議案第7号について説明をさせていただきます。

訴えの提起について、名古屋高等裁判所平成17年（行コ）第2号規制対象事業場認定処分取消請求控訴事件について平成18年2月24日に判決の言い渡しを受けたが、判決に対して不服があるので、次により上告及び上告受理の申し立てをするものとする。

（資料により詳細に説明）

内容につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりであります。今回の名古屋高裁の差し戻し判決について、判決自体に納得のいかない点があります。そして、不服がありますので、上告及び上告受理の申し立てをしようとするものであります。訴えの提起について、議会の議決が得られますと速やかに上告の手続きをとることになります。判決の言い渡しが2月24日にありましたので、3月10日までに上告状、上告受理申立書を名古屋高裁へ提出しなければなりません。名古屋高裁に上告状、上告受理申立書が届きますと、書類の審査を受け、4、5日で本町の訴訟代理人のところへ上告提起通知書と上告受理申立通知書が送られてきます。これが送られてきた日から50日以内に上告理由書、上告受理申立理由書を提出しなければなりません。その後、これらの記録が最高裁へ送られ、上告審の審議が始まることとなります。早ければ数カ月で、遅ければ数年かかるといわれております。以上で、議案第7号 訴えの提起についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**議長**

続きまして、太田財政課長。

**太田哲生財政課長**

平成17年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の内容について説明いたします。

議案第8号 平成17年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

平成17年度紀北町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

平成18年3月7日提出

紀北町長奥山 始郎

予算書は別添であります。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条では、歳入歳出予算に596万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億2,382万6,000円とするものであります。

7ページをご覧ください。

歳入予算であります。この度の補正予算の財源に充てるため、財政調整基金596万8,000円

を取り崩そうとするものであります。

続きまして8ページをご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第11目一般訴訟費 596万 8,000円を追加し、総額を、795万 8,000円にしようとするものであります。報償費の補正は 492万 5,000円で弁護士に対する着手金等であります。旅費の補正は58万 2,000円で上告審にかかる打ち合わせ旅費であります。需用費の補正は10万円で消耗品費、食糧費であります。役務費の補正は3万円で切手代等であります。使用料及び賃借料の補正は33万 1,000円で上告審にかかる打ち合わせ会議室使用などあります。

以上で、平成17年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

#### 議長

以上で提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは議案の質疑、討論、採決に入ります。

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 議長

以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 議長

賛成討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 議長

討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

お諮りします。

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、適任という意見

を付して答申することに賛成の方、挙手を願います。

( 多 数 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。したがって諮問第1号について、  
挙手多数です。

したがって、諮問第1号については適任という意見を付して答申することに決定しました。

次に日程第7 議案第7号 訴えの提起についてを議題といたします。

質疑を許します。

12番 浅川研君。

**12番 浅川研議員**

議案第7号について2点ほどちょっと質疑をいたしたいと思います。

この訴訟事件についてはですね、私は当初は隣町の出来事と思っておりました。そんななか  
ね合併が、合併の話があり、それが進み現実化していくときに、何らかの形で決着をつけてき  
ていただけるものと信頼いたしておりました。誠に残念であります。今回の上告及び上告受理  
の申し立て、またこの裁判のですね、概要等非常に説明の部分でね、町長さんちょっと欠けて  
いたんじゃないかなと、海山区の住民にはいささか説明不足であると思います。その点をね、  
どう考えておられるか、また私どもの判断といたしましても、そのこの前の26日でしたか、説  
明していただいたんですけれども、核心に触れる部分はなかなかおっしゃっていただけないと  
いう、そこらへんも少し疑問に感じました。その点。

それから2点目はですね、最高裁から差し戻されて高裁でですね、敗訴したということなん  
ですけれども、単純に考えまして、今度上告しても勝ち目があるのかなと、大変懸念するところ  
であります。それでその勝算はいかにというところですね、それを少しお聞かせいただきたい  
と思います。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

この案件につきまして、議員の皆さま方に約2回ですね、弁護士の方々とそれから私が別に  
日を設けて説明をさせていただきました。皆さまのなかには十分ご理解をいただいた方もあり  
ますが、議員がおっしゃったようにまだいろいろと疑問が残っておられる方もあったかと思わ  
れます。そのへんについては不足した分については申し訳なく思っております。しかしながら

先ほど申し上げたとおり、上告の期日が迫っておりますので、精いっぱい努力はしましたが、そのような思いを持たせたことについて反省します。

次に勝ち目があるのか、それは私といたしましては最善の努力をするということでご理解をいただきたいと思います。

議長

浅川研議員。

12番 浅川研議員

私の心配するのは、負けたときのことなんですけれども、これは客観的に考えましてですね、そう正直に思います、それは。本来ですね、この前の説明会でも私述べさせていただきましたんですけれども、いわゆる争いごとは醜いものだとは私は承知いたしております。実際、裁判を今回、またさらに求めてですね、その結果次第では紀北町町民全体に今後その負の遺産を背負いこむことにはなりかねないかなと、そういう懸念もあるわけなんですけれども、それをどう紀北町の全体の町長としてですね、どのようにお考えなのか、そのへんもお聞かせ願いたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この上告をお願いするという事は、与えられた機会を町と町民のためにこれを活用するという考え方でありまして、結果どのような事態があるかも知れませんが、そのときについては私なりに考えさせていただきたい。そのように思っております。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

3番 東清剛君。

3番 東清剛議員

先般のね、町長の行政報告のなかでも意思は十分確認されたと思っております。それで私も議員に対して26日の報告会、それに議員との協議会での町長の固い決意というのが私はわかっておりますが、ただその席でも求められたようにね、町長の説明責任というのがあると思います。そのへんをどのようにされているのか。それはもう町長の決意はわかりますけれども、私説明責任を果たしていただかないと、それを議会にそのまま振られたんでは、議会の皆さん大変だと思いますし、なおさらこれは住民の皆さん 7,000名の署名をもっての訴訟になっておる

わけですからね、そのなかでもまたスケジュール的に10日間、いや14日間ですか、上告の間が。日にちも短いものですから難しいとは思いますが、このなかでも最低限、先日ですか、組織ができました地域協議会の委員の皆さまでもね、説明されたかどうか、やっぱり説明責任についてお尋ねいたしたいと思います。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

これまで2回の議員に対する説明会のなかです、ご意見をいただいたことを記憶しております。両区の自治会、あるいは地域協議に説明してはどうかということ、その意味も重要と、受けとめておりますが、この1週間です、約、の間でのスケジュールがとても過密でありましてそれができませんでした。しかしながら、今後その趣旨を尊重して前向きに対応してまいりたいと思います。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

18番 近澤チヅル君。

**18番 近澤チヅル議員**

先ほどの提案で少し触れておりましたけれども、住民の命の水を守るという観点から、この判決に対して不服があるということでしたが、紀北町の水道水源の管理責任者は自治体の長である町長ですが、もし今回この上告をしなかった場合にですね、どのようなことになるのかお尋ねいたします。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

上告ができなかった場合、しなかった場合には、控訴前の名古屋高裁の控訴人の方から、おそらく損害賠償の請求があるものと予想されます。

**議長**

近澤議員。

**18番 近澤チヅル議員**

そういうこと、私お聞きしたかったのはそういうこともありますが、その水源地の上流でどういう事態になるかという、裁判このまま上告しなかった場合です、どうということが予想さ

れるかって、裁判上、上水源地の上でどういうことが予想されますかということです。

議長

近澤議員、今回の提起は上告するという、このまず審議のもとで質疑をやっておりますので、しなかった場合の質疑じゃないので、そこの点もご理解ください。

近澤議員。

18番 近澤チヅル議員

上告の審議でございますが、その上告によってどういうことが回避されるのか、現地ですね。お尋ねいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

上告ができなかった場合には、勝訴した側の計画が進められていくであろうと思います。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

27番 北村博司君。

27番 北村博司議員

前者の質疑、

議長

北村議員マイクを利用してください。

27番 北村博司議員

並びに町長の答弁をお伺いしておるわけですが、これはすでに二度弁護士並びに町長から説明を受けた議員だけが理解できる話で町民、傍聴に来られている町民、あるいはテレビ今後行政チャンネルが放映される番組をご覧になる町民にとっては、全く理解のできない話だろうと、「逆転敗訴したよ」と言っているだけで、どういう部分で敗訴したのかという説明が何もなされていない。

あるいは何でしょうね、上告しなかったらどうなるのかという、そういう話だけ。これでは町民は理解できるんでしょうかね。私は親切心が欠けていると思います。それでですね、今回の最高裁の判決はですね、これは高裁の判決は一昨年最高裁の判決においてですね、自治体には新しい条例をつくった場合には事業者事前に十分協議を尽くす義務があるのに、その部分が審理してないということで差し戻された。で高裁の判決というのは最高裁の判例に拘束さ

れる立場だということで、その点にだけ絞って前審の、つまり一審ですね、一審の判決が破棄されて改めて町が義務に違反していると、配慮義務ですね、という判決だったわけです。

で、配慮義務とは何か、つまり話し合いの機会は実は何度もあったわけです。ここへ来るまで。ただこの約事業計画が表へ出てから12、3年に及びますけれども、平成5年からでしょうか、そうすると13年目です。訴訟が起こってからでも10年、11年目になる。そういった機会のなかで実はですね、長い期間のように思いますが、約半年ぐらいの期間に今回の高裁判決の争点が絞り込まれているわけです。この点について町長にお考えをお聞きいたします。

その最初、私が限定してお聞きします。半年ぐらいの間だけ。平成6年12月26日に計画を立てておられた業者が、それまでいろいろありましたけども対象事業の協議書を提出した。町長のもとへですね。これから水道水源保護条例に基づく時期が始まったわけです。ちょっと私はですね、町長ここから申し上げていて見えないかと思しますので、ちょっと大きく書いてきました。これちょっとご覧ください。お見えになりますか、見えますか、全然見えませんか、そうですか。

これは平成6年の12月22日に、対象事業の協議書が町長のもとに出された。それで翌7年の1月17日に町長が諮問しておるんです。それでこのあたりから実は議会にもいろんなところへ出されている経過書に書かれていない部分です。書かれていないのに非常に今回の判決に影響を及ぼしている部分です。翌年2月5日にですね、東昇町長が当選しました。実はですね、そのときの選挙違反で26日に、同月の26日に逮捕されました。大変不幸な出来事でした。

それ以後、実は町長が不在、事実上不在だったということをご記憶をちょっと戻していただきたいと思います。町長、役場の町長室に町長がいなかった時期です。どなたがやられたか。当然助役がですね、町長ですね、職務代理者であったわけです。この助役が実は水道水源審議会の委員を兼ねていたんです。つまり行政の長、諮問した側の代理者が審議会の委員になっていたという、大変不思議な状態がここで発生しております。

それから3月3日に水を守る会の方々から町議会のほうへ陳情書を、反対陳情が提出されております。で、その6日後9日に3月定例議会が開会いたして陳情書が上程されております。この翌日10日にですね、東昇町長が辞職を申し出て議会が許可しております。ここで名実ともに、という言い方は変になりますけれども、法律上も現実にも町長がいなくなったんです。で、この不幸な時期4月の23日に再選挙で出直し選挙で大内司町長が復活当選するまでは、町長の空白期間だったんです。で助役が職務代理であったんです。

それで3月17日に水を守る会から提出された反対陳情が採択されております。このときの議



決数は11対3です。2人が退席いたしております。審議会の委員だった2人が退席いたしております。ところがもう1人の審議会の委員、あと4人おりますけれども、もう1人は議長でしたから議長席に座っていますから採決に関係ありませんけれども、もう1人の審議会の委員が、その陳情採択を受けた反対決議の賛成議員として名前を連ねております。10人で提出されております。

で、これが当時の行政の一番私は大きな反対を、町長が絶対反対阻止宣言まで出しておりますけれども、これはやっぱり議会の議決を重んじた結果だろうと思います。それで5月10日に県が許認可を出し、同日大内町長が阻止宣言を出しております。さらに5月15日に大内町長は議会との議員懇談会で、「審議会の答申がなんであろうと私は反対だ」という発言をいたしました。これは判決文にも書かれております。判決書に。その翌日水道水源保護審議会が規制対象事業場認定区域だという答申をし、その次の次の日、18日にですね、職員、町の担当者が楠井法律事務所へ相談に行ってますね。そのときにちょっと無理やないかというご指導を受けたわけです。これはすでに裁判で証拠採用されていることですし、事実であろうと思います。

それで5月31日の町長の規制対象事業場としての認定を大内町長がやっているんです。この半年間で今回の裁判の争点になりました、町が業者と協議する場面があったのか、なかったのか、私は町政が大混乱に陥っている、町長がいないという大混乱のなかで果たして可能だったかどうか、いささか現実を知っておりますから疑問に思うわけです。で、このへんについての奥山町長のお考えをお聞きしたいのと。

これは大変重要な部分です。大内町長が復活当選されてから次の6月の定例会です、反対決議に賛成議員として名前連ねられた、いわゆる反対側の議員がこういうお尋ねをしておるわけです。「議会の意見を一度も聞いていないと、町長は。反対署名者とどう連携していくのか町長は。水道水源保護条例の罰則が裁判で通用するのか、負けたときは責任は町長にあるのか、議会なのか」とこういう核心に触れる一般質問で、大内町長の考え方を聞いているんです。これ反対した、反対提案に署名した議員ですよ。そういうふうにお尋ねになっております。

そしたら大内町長は、「裁判所がどう判断するかにかかっている」つまり裁判になるということをお前提でこういう答えをしているんです。このときはまだ訴訟起こっていません。次の年ですから。それで「もし裁判所の判断による結果によって町長の責任は問われればそれに従う」と答えています。

で、もう一方、大変強い反対の発言をずっと続けてこられた方も、こういうお尋ねをしておるんです。「まず業者と話し合うことが必要だ」と「建設を断念してもらうための手立てを尽

くすべきで、何もせずに裁判に持ち込むようではいけない」とこう言っておるわけです。この2人とも反対の議員です。こういうふうにはアドバイスされているのに、実はやったのか、なかったのか、これについて奥山町長は町の、紀伊長島町並びに紀北町長としてこの経緯をずうっと承継しておられますから、この機会に町民によく理解できるようにお聞かせ、お答えをお聞かせいただきたいと思います。

#### 議長

奥山町長。

#### 奥山始郎町長

ただいま議員がおっしゃった、この訴訟問題の経緯はかなりの部分、報道されてきたものと受けとめております。そのときのあなたが6ヵ月とおっしゃいましたが、その期間にですね、町長不在であったとか、そういうことが非常に精細に語られておりまして、この名古屋高裁の論点はですね、行政側が業者に対していろんな水の使用料等を含めた協議をしたかということでありまして、そのことが判決文によりますと、いろいろな事情でですね、したとはいえない、趣旨としてですよ。けども著しくそれをしたとは言い難いとはいうふうなことが書かれております。

よって、この判決が控訴人のほうが勝訴となったわけですね。今まで過ぎてきた経過に対してどうのこうのということではなくて、私の立場としてはそれを容認いたします。

#### 議長

北村博司君。

#### 27番 北村博司議員

今、私が申し上げた経過は容認されるということでございましたので、この時期に大変今回の敗訴に至る経過に大きな影響を及ぼしている6ヵ月だったという認識は、私と同じであるというふうに理解させてもらいました。

そこでですね、今回上告とするとしてですね。それまで和解の交渉の場が3回裁判所の勧告であったわけですが、なぜ不調に終わったのでしょうか。この不調に終わった結果が今後の、仮に上告が受理、審理が始まったとしてどういうふうな影響を及ぼすのか、なぜ不調だったのか、これは町民の一番知りたいところだろうと思います。

さらにですね、最悪の結果を招いたとしてですね、私もいろいろ法律の専門家並びに知悉している方々にこの最高裁の判決が前段階で、一昨年のもにあって差し戻されて、それに沿った判決が高裁差戻審で出て、上告してどうなのかということは何人かにお尋ねしました。「大変

厳しい」と、行政側にとって大変厳しい状況だということは皆さん認識が一致していたわけです。私は軽々にはこの裁判の結果どうなるだろうということは申し上げませんが、どなたに聞いても厳しいだろうという認識を示しておられます。

そして結果が行政にとって最悪の場合ですね、町長も先ほど損害賠償請求訴訟があるだろうと、それはいかほどになるか、これは私どもでは計り知れんことでございますけれども、端的にお聞きします。その場合、町はどこまで現在の財政状況で、どこまで負担できますか。負担できない場合は財政の準用再建ということも可能性としてはあるでしょうか、どうでしょうかお尋ねいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

どこまでという額については差し控えたいと思います。仮定のことです。

27番 北村博司議員

そのあれですか、準用再建のことも答えられないということですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

準用再建に陥らないように努力をまいります。

議長

ほかに質疑はございませんか。

31番 谷節夫君。

31番 谷節夫議員

今、前者の質問で10年かかっているこの裁判もですね、私もここに資料持っているんですけども、11月の5日に控訴人がですね、尾鷲保健所へ提出してから、町が認定するまでちょうど2年半かかっているんですね。だからこの2年半のこの押し問答が今この上告する重大な時期になっていると思うんです。

それで私は最初から自分としては、やはりこの水道水源保護条例に非常にこう問題があるんじゃないかということで、常に反対をしましてまいりました1人でございます。今回のですね、上告は町長の弁護士の説明会とともに、この間28日ですかね、議会との話し合いがあったときにも、町長の上告する町長としてのその政治的な町長の責任としてですね、もうこれを上告して

最後まで控訴人と闘うという意思をはっきりと感じてまいりました。

で、今日ですね、その提案理由として地方自治法第96条第1項12号の規定により、議会の議決を求めるものであるということになっておるんですけど、私は議会人としてですね、やはり今の前者の回答にもすべてのことは容認してですね、いろんなことに対して対処していくとなっておりますけど、まずその上告するにはやはり勝たなければいけないということ、勝訴するというで打ち勝っていると思うんですけど、やっぱりこの理由としてですね、まず最高裁に差し戻されたときに、最高裁の判断としてですね、1つは飲み水と町の事業者とはですね、この大切さについてはやっぱり100%ずつだということをやっていたと思うんです。ですけど事業者の100%とやっぱり町が水が大切だということの100%、これは事業者のほうは劣後ではあるけど、やはり調和を取ったかどうか。このへんで町長は真剣に今回の上告するに至って、一番その焦点になってくると思うんですけど、このことはどうお考えになっているかということが1つ。その事業者も事業活動としてやっぱり水が100%いる。しかし住民が大切な水、安全な水を飲めるのも100%、このへんをどこに重視するかと。

それからもう1つ、2つ目はですね。これはやっぱり事業活動よりも飲み水が大事だといって町長が今まで認定をしてきた。ですけどその議員提案されたこの水道水源保護条例は、ねらい打ちだとも言われております。このねらい打ちについてですね、私はもしこの飲み水が重要であるということを優先するのであれば、たとえねらい打ちでも私はかまわないと思うんですね。ですけどここにも大きな問題が潜んでいると思うんです。

そこでですね最高裁は差し戻した1つの要因として、やはり飲み水に配慮して事業活動を続けさせられないかというところに、もう一度一審の裁判をよく名古屋高裁で審理してですね、差し戻したと私は言えようかと思うんです。そこでですね、そのことについてやはり私は司法の中身がわからないんですけど、やっぱり最高裁判で差し戻すまで数年かかっている間に、いろんな方面で私は審理を尽くされたと思うんですね。それで名古屋高裁で最も重要に審理されるのは、私はその飲み水が100%優先するというその根拠ですね。水が枯れる、95t取ったら水が枯れるというその根拠、このことについてやっぱり審議会がどのように審理してきたか、審議してきたかというところに重要な問題が隠されていると思うんです。

しかし残念なことに紀伊長島町は証拠保全をされたことについてですね、私はずっとこのことについてこれは間違っているんじゃないかということがある1つの理由、大きな理由としてですね、その5月の10日にですね、三重県が企業に対して産業廃棄物処理施設設置を許可した。そしてこの5月の16日に町水道水源保護審議会は町長へ答申したわけですね。答申内容は

これはきちんと書かれておりますけど、紀伊長島町水道水源保護条例は町の水道水源を量及び質の両面において保護することを目的としている。しかるに本計画事業場はその計画において疑念があり、町の水道水源に影響を及ぼす恐れがあると判断されるといって、審議会が町長に答申しているのです。

ところが審議会も前者議員もおっしゃっていたように非常に不安な面があったんですね。それはなぜかという、答申以前に本件を諮問した町長が、答申のいかんにかかわらず反対の表明をされたのは極めて遺憾であると、私はやっぱりこの6日間の間に、町長は審議会の回答を待たずにですね、意図的にやはりこの水道水源保護条例をねらい打ち条例を規則をつくってですね、この事業者に対して水は枯れるとその認定を出した。そのことについても町長はどのようにお考えかお答えしてほしい。

それからもう1つ重要なことなんですけど、今回の名古屋高裁の差し戻された判決についてですね、こういう部分があります。廃掃法による施設設置許可申請手続を最初からやり直せるか、軽微変更であるとして従前の手続内での変更で足りるとするかは、これは三重県が判断することであり、被控訴人、すなわち紀北町町長奥山始郎町長が判断すべき事柄ではないと、この判決文のなかに掲載しております。私はやはりこのことがですね、三重県が許可する河川、赤羽川河川をですね、これは三重県が管理していると私はずっと理解しております。これは町の権限で水道水源保護条例もやはり水の数量とか、あるいはその井戸水を掘った口径の大きさとか、何にも書いておりません。恐れがあるだけなんです。このへんも町長、三重県の管理である2級河川赤羽川。そして三重県は廃掃法にも水道法にも枯渇のことには触れておりません。伊勢からこっちは水が豊富にあるということで枯渇は何にも法律で定めておりません。このへんも町長ご回答をお願いいたします。以上です。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

お答えしたいと思います。議員もご承知かと思いますが、行政の本旨は町民の生命、財産、身体を守るものと認識しております。

2番目はかつての大内町長が審議会の答申が出る前に、もうすでに申し上げたことについては、そのことについては論評を避けたいけれども想像するに、政治的な配慮ではなかったかなと思います。

それから三重県が管理者だからと、それはそのとおりでありまして、町は町条例を議会にお

認めただいて、その結果、町民の生命の水を守っていくのが本旨であろうかと思えます。

以上。

**議長**

谷節夫君。

**31番 谷節夫議員**

その事業者の事業活動ですね、その水を要る事業なら 100%、当然今のお答えの 100%ね、このへんを町長ご理解、その事業も大事やと、このへんの回答をちょっと明確にお答えください。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

産業振興と政策のなかに入っている、入れておりますから、事業の重要さはよく承知いたしております。

**議長**

ほかに質疑はございませんか。

16番 松永征也君。

**16番 松永征也議員**

私もですね、なぜ合併前にね、解決できなかったのかという思いを持っているということをお伝えしたいと思います。

それで町長にお伺いいたしたいんですが、今回、もしですね上告することになった場合、勝訴するという見通しがなければいけないと思うんですが、その1つの要件としてですね、上告人でもある町長のですね、この裁判にかけるその熱意といいますか、意気込みといったことがですね、判決結果に大きく左右していくものと思っております。先ほどですね、提案説明においても、決意といったものを申されたと思いますが、私は改めてですね、もう一度町長の決意のほどをですね、お聞きしたいと思います。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

なぜ合併前に解決できなかったということは、ご承知のとおり裁判は時間がかかるということでございます。

それから勝訴する見込みというのは最善の努力をすると、前者にも答えたとおりそのように答えさせていただきます。この上告については行政の責任者としてですね、町民の命の水を守っていくという原論、本論に戻ってですね、将来、あのときに上告の期間、あるいは権限が与えられていたのにそれを行使しなかったのかという、町民に対する説明責任が果たせない、そういうことで私は上告するのが本旨であると考えております。以上です。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

よくわかりましたが、裁判にあたってですね、もし上告した場合のことなんですが、その当時のことをですね、よくご存じの証人のですね、協力をいただくということがね、是非必要だと思うんですが、その証人の確保についてですね、自信がおありかどうかね、そのへんもお伺いしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これまで関連してきましたいろいろの関係者に協力を得ておりますし、今後お願いしてまいりますと思います。

---

議長

ここで暫時休憩します。

11時45分から開始します。

(午前 11時 30分)

---

議長

休憩前に引き続き会議を進めます。

(午前 11時 45分)

---

議長

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

## 議長

質疑なしと認めます。

質疑を打ち切り、討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

7番 平野隆久君。

## 7番 平野隆久議員

反対の立場で討論を行います。

去る2月24日に名古屋高裁にて、1. 元判決を取り消す。2. 被控訴人が平成7年5月31日付け規制対象事業場認定通知書によって、控訴人に対してした控訴人の産業廃棄物中間処理施設に対する規制対象事業場認定処分を取り消す。3. 訴訟の費用は被控訴人の負担とする。との判決が下され、町の逆転敗訴となりました。

この件を受け、町としては今回訴えの提起として最高裁に上告する議案を議会に上程されましたが、今回の判決は平成16年12月24日に最高裁から配慮義務違反であるとの差戻判決を受けての高裁での判決であります。これを再度最高裁に上告することに関して、最高裁での申し立ての棄却も大いに考えられ、申し立てが受理された場合でも再度敗訴となる可能性が大いに考えられます。

去る2月26日に弁護士同席で町敗訴の説明会がありました。説明会の内容については非公開という申し合わせですので報告できませんが、私には今後最高裁に上告して裁判で控訴人と闘ってもらおう弁護士から最高裁に上告し、必ず勝訴するという意気込みが伝わってこず、最高裁に上告して果たして勝訴できるのかという不安にかられたのも事実であります。今までかなりの税金を裁判費用に注ぎ込み、今回もこの訴えの提起が認められれば、このあとの議案にて600万円もの弁護士の着手金を含めた費用ほかを上程されています。

私は町が勝訴することに反対するものではありません。また確かに高裁の和解勧告を受け、控訴中の昨年8月5日より3回の和解を試みたが不調に終わったことも聞いております。和解の内容については町側からは守秘義務があり話せないと言われており、詳細についてはわかりませんが、あくまでも当事者同士の話し合いではなく、お互いが和解の内容を裁判官に伝え、裁判官がそれぞれに和解の内容を伝え、調停するという形式だったと聞いています。

しかし、これ以上の税金を注ぎ込み、少ない可能性を求め、いたずらに裁判を長引かせることより、同じ町民である業者と同じ机で向き合い誠意をもって、腹を割って話し合いをし、常識の範囲で和解の道を模索する努力をすることのほうが、今回の判決を受けた以上、町として



それが最善の道ではないかと考えます。

以上で、私の反対の立場での討論を終わります。

**議長**

次に賛成討論される方はございませんか。

24番 中津畑正量君。

**24番 中津畑正量議員**

議案第7号について賛成討論を行います。

2つございます。1つは今回の上告の提案でございますが、これをしないと敗訴は確定をするという重いものがございます。それが1点。

2点目には、裁判を始めてから10年経過いたしますが、命の水を守るこの町長の責務、その決意、そういう立場から旧長島町民の7,000名に近い署名、こういうものが大変重く現在も町のなかを歩くと、「裁判は勝つのか負けるのか、損害賠償がいくらになるのか」という話も出てきます。しかし司法のことについては全くの素人の私とやかく軽々に判断できるものではございません。そういう意味におきましても最高裁の審判をここで再度仰ぐのが一番妥当だと判断する立場で、本議案については賛成するものでございます。以上です。

**議長**

次に反対討論される方はございませんか。

31番 谷節夫君。

**31番 谷節夫議員**

こんにちは。議案第7号 訴えの提起について反対討論をいたします。

私は反対討論の大きな理由として、まずこの裁判は控訴人も被控訴人も同じ紀北町である、紀北町に住んでいる、そういうことを1つの大きな理由にしたいと思います。

それから最高裁で差し戻された1つの大きな3つ要点があると思います。1つはやはり紀北町の経済を支えるのはやはり事業であると思います。産業であると思います。紀北町奥山町長は安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して、紀北町の町長として当選いたしました。当然私は低迷しているこの地においてやはり事業の推進、事業を誘致するばかりでなくて、やはり町内における産業起こしをしなければならないと思っております。業者の目的とする産業はあくまでも中間処理施設であります。私たちは日ごろ多くの車を動かしてタイヤを消耗しているそのタイヤを蒸して、そして活性炭と油をとり、その活性炭で川や海の汚れ、それからまた農業推進のために活性炭といろんな肥料を混ぜて農業をする土地改良に努める。そしてまた

油をとってその油のエネルギーで無農薬野菜を経営して、安全で安心してできる水で洗わなくても無農薬の野菜を全国津々浦々に提供するという、大きな試みの事業でありました。

そしてなおかつ、その中間処理業の産業に対して最低でも 100名の雇用を図ると言っております。私は地元赤羽地区で河川の汚濁、これには全くうんざりして二度と河川を汚濁をしてほしくないという、そういう意識も強く持っております。ですからあくまでも安全な中間処理業者をやるにはやはり行政の指導、それから住民との協定、このことも大切かと思ひ、もっともやはりこの配慮が必要ではないかと私は思ひ、この事業者が水が95 t 要る。これはそのタイヤを蒸すときに煙が出る、その煙をその水で排除しておさめるというための水と聞いております。ですからこの事業に関する水を取るのも、やはり 100%大切ではないかと町長私は思うのです。

それから2つ目に、1つ目と大きく関連するのでありますが、最高裁は差し戻しの理由として、やはり先ほども質問のなかで申し上げましたように、2年のなかに凝縮された控訴人と被控訴人の係争がございました。やはりその係争のなかで私も当然水道水源保護条例が制定されたときの現職ではありましたが、やはり私はこの水道水源保護条例の水が枯渇をするということに対して、きっちりとした規定も持たずに、そして地下水をくみ上げたら枯れるではないか。では、どういう口径のものを1日に何リッター吸い上げたら地下水が枯れるということをやはり定めなければいけない。

そしてこの判決文にも載っておりますが、両者が話し合いのなかで流水はもちろん使えない。地下水も使えなければ湧水、すなわち湧き水、それから雨水、雨みずを取って足りない分は、ローリーで運んで事業を展開したいと、このことも訴えておりますが、やはりこの判決文ではそのことに対しても町がきっちりとした配慮義務を怠っていると、こう判決を下しております。

それからやはり私は自分なりに、この判決を勉強してきたなかで、やはり名古屋高裁に差し戻されたときに、この原審は審議会において慎重な検討をしたかどうかについて事実関係を判断しないで、その点をきっちり考慮して名古屋高裁でもう一度審理をやり直したらどうかという、この判決を待つ趣旨ではなかったかと思ひます。

町長は再三、議員の質問には、名古屋高裁の裁判長は私は何も伝わっておりませんが、このへんで紀伊長島町さんも業者が仕事をする気であれば、業者に仕事をやらしたらどうなんだという名古屋高裁の、これはあくまでも私の考え方です。名古屋高裁はそうしたチャンスに紀伊長島町に与えた和解勧告ではなかったかと思ひます。町長、もうこれ以上私は、今も前者議員が討論で申し上げましたように、間違っていたら申し訳ないですが、約この裁判

費用だけでも10年間で 3,700万円、今回また 586万円いくがし、約 600万円。大体 4,300万円ほどの裁判費用を使っているわけなんです、町長。町長は審議会の答申が残念ながらなされる前に、前大内町長は審議会の答申いかんにかかわらず、この産業廃棄物処理施設の許可を、水道水源保護条例に認定してこれを取り消すという、私にとっては残念な町長としての判断をしております。

やはり奥山町長は、ただいまも何度か回答されたように、紀北町のいかに住民が水が大切かということをもとにして、あらゆる今までの裁判における要件は容認する。そして強く政治家として政治責任をとって最後まで上告し、そして司法の場で闘うという姿勢。私もこれに賛成はしたいです。しかしあくまでもこの上告はますます控訴人と争いを深くし、傷を深くするんではないかと私は思うのであります。ですからこの提起について、私は紀北町の一議員として反対討論をいたします。以上です。

#### 議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

29番 岩見雅夫君。

#### 29番 岩見雅夫議員

議案第7号に対して賛成の立場から討論をいたします。

今回の訴えの提起は自治法に基づいて議会の議決を得ようとするものであります。

現在、紀北町において命の飲み水ともいふべきこの水道水源を守るために、強いては住民の皆さんの命と健康を守るうえで極めてこの問題は重要であると考えます。合併して今、紀北町となったこの本町には、紀伊長島においては紀伊長島町水道水源保護条例と、そして海山町においては海山町水道水源保護条例がありまして、ともに住民の飲み水を守ることを、その条例の第1条の目的のところであらうたっております。

そもそも本件は、水道水源の上流域に産廃処理施設の建設を求めた業者によって引き起こされたものであります。今回の名古屋高裁の不当判決を確定してしまえば、紀北町民の安全や健康にとって重大な事態を招くものと考えます。もし判決を容認するだけであれば直ちに敗訴が確定し、あとは産廃施設の建設の問題、さらには次々と損害賠償等ですね、一方的な負の遺産が町に対して、また住民に対してかかってくるだけであります。

現在、紀北町では尾鷲市や紀北町ともに悪臭の公害問題や、さらに水道水源上流での産廃問題に悩まされております。私もこの海山区の銚子川上流の産廃問題で住民の皆さんとともに、この10年間来闘ってまいりました。今、自治体と住民が協働して立ち上がる必要があると考え

ます。合併前の紀伊長島町が水道水源保護条例を制定して産廃施設の建設を許さず、一審、二審において勝利してきたことは極めて大きな成果だと考えます。今回の名古屋高裁判決は極めて不当なものであって、判決には重大な問題点があると思っております。特に合併して1つの町となったこの紀北町で、住民と自治体が力を合わせて対処することが重要でありまして、私も議会の一員として頑張りたいし、議会も住民の立場に立って頑張っていくべきだ。このように考えます。

なお、本件を新聞等で知った県内外のこの産廃問題に対する運動の方からもですね、いろんな問い合わせや激励の電話もいただいております。それほど重大な問題であるだけに、この新町となった紀北町においてですね、自治体と住民、そして議会も力を合わせて水道水源上流への建設をですね、阻止するために最後まで頑張り抜くことを訴えて、本議案に対する賛成討論を終わります。

**議長**

続きまして反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

お諮りいたします。

日程第7 議案第7号 訴えの提起について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**議長**

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に日程第8 議案第8号 平成17年度紀北町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

お諮りします。

日程第8 議案第8号 平成17年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

議長

ここで暫時休憩します。

午後1時から開催いたします。

(午後 0時 15分)

---

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

日程第9～日程第50

## 議長

次に日程第9 議案第9号から日程第50 認定第12号までの42件について、提案者より提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議長

異議なしと認めます。

よって、一括議題とすることに決定しました。

それでは提案者より一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

## 奥山始郎町長

人事案件、また規制対象事業場認定取消請求控訴事件の上告に関連する議案につきまして、ご可決賜り誠にありがとうございました。

それでは引き続き、以下の案件につきまして提案の趣旨説明を申し上げます。

### 議案第9号 紀北町地域振興基金条例

本議案につきましては、合併特例債を財源とした紀北町地域振興基金を新たに設置するにあたり、地方自治法第241条第1項の規定により、条例制定が必要となることから、議会の議決を求めるものであります。

### 議案第10号 紀北町基金の処分の特例に関する条例

本議案につきましては、基金を預貯金として金融機関に預け入れをしている場合におきまして、貯金保険事故が発生したときは、債務と預貯金などの債権を相殺するため、基金を処分することができる特例を定めるにあたり、地方自治法第241条第8項の規定により、条例制定が必要となることから議会の議決を求めるものであります。

### 議案第11号 紀北町島勝浦体験型イベント交流施設条例

本議案につきましては、旧桂城中学校を改修して体験型イベント交流施設として整備しましたので、本条例を制定しようとするものであります。

### 議案第12号 紀北町国民保護協議会条例

本議案につきましては、外国等からの武力攻撃や大規模テロから国民を守るため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、紀北町国民保護協議会を設置するとともに、その協議会の組織及び運営に関して必要な事項を定める必要があることから、

本条例を制定しようとするものであります。

議案第13号 紀北町国民保護対策本部及び紀北町緊急対処事態対策本部条例

本議案につきましても、外国等からの武力攻撃や大規模テロから国民を守るため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、紀北町国民保護対策本部及び紀北町緊急対処事態対策本部を設置するとともに、その本部の組織及び運営に関して必要な事項を定める必要があることから、本条例を制定しようとするものであります。

議案第14号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、旧紀伊長島町における青年の家十須寮を十須集会所として改築したことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、職員の育児休業等に関する人事院規則の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、一般職の職員の給与改定に準じて本条例の一部を改正したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号 紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、一般廃棄物処理業許可手数料の徴収及び一般廃棄物処理使用料の改定に伴い本条例の一部を改正したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号 紀北町し尿処理条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、し尿取扱業許可手数料及び浄化槽清掃業許可手数料の徴収に伴い本条例の一部を改正したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号 紀北町種まき権兵の里条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、種まき権兵の里の庭園使用料の無料化に伴い本条例の一部を改正し

たいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、和具の浜海水浴場の駐車場の有料化に伴い本条例の一部を改正したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定について

本議案につきましては、合併により新たに過疎地域自立促進市町村計画を策定する必要があるため、紀北町過疎地域自立促進計画を策定しましたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号 三重紀北消防組合の規約変更に関する協議について

本議案につきましては、議長、副議長に関する規定を定めるための規約変更を行う必要があることから、構成団体と協議するにあたり、地方自治法第 290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第25号 東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議について

本議案につきましては、平成17年度の市町村合併によって、紀北町、新熊野市、新紀宝町が誕生したことに伴い規約変更を行う必要があることから、構成団体と協議するにあたり地方自治法第 290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号 三重県自治会館組合の規約変更に関する協議について

本議案につきましては、平成17年度の市町村合併によって、新伊勢市、新熊野市、新津市及び南伊勢町、紀北町、新多気町、新大台町、新紀宝町が誕生したことに伴い規約変更を行う必要があることから、構成団体と協議するにあたり地方自治法第 290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号 三重地方税管理回収機構の規約変更に関する協議について

本議案につきましても、平成17年度の市町村合併によって、新伊勢市、新熊野市、新津市及び南伊勢町、紀北町、新多気町、新大台町、新紀宝町が誕生したことに伴い規約変更を行う必要があることから、構成団体と協議するにあたり地方自治法第 290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号 平成17年度紀北町一般会計補正予算（第3号）

本議案は、現計予算に歳入歳出それぞれ2億9,486万2,000円を減額して、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ73億2,896万4,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号 平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）



本議案は、現計予算に歳入歳出それぞれ 6,415万 8,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ16億 1,644万 2,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号 平成17年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）

本議案は、現計予算に歳入歳出それぞれ 2,941万円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ17億 9,672万 6,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号 平成17年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

本議案は、収益的収入では61万 1,000円を減額し、総額で1億 7,308万 5,000円に、収益的支出では 122万 5,000円を減額し、総額で1億 7,145万 8,000円とし、また資本的収入では 880万円を減額し、総額で2億 2,340万 1,000円に、資本的支出では 290万円を減額し、総額で3億 1,787万 7,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号 平成18年度紀北町一般会計予算

本議案につきましては、平成18年度紀北町一般会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ、85億 8,111万 2,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

本議案につきましては、平成18年度の紀北町国民健康保険事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ23億 8,031万 7,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号 平成18年度紀北町老人保健特別会計予算

本議案につきましては、平成18年度の紀北町老人保健特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ31億 8,276万 7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計予算

本議案につきましては、平成18年度の紀北町簡易水道事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億 3,944万 9,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

本議案につきましては、平成18年度の紀北町介護サービス事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億 7,603万 7,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号 平成18年度紀北町水道事業会計予算

本議案につきましては、平成18年度紀北町水道事業会計予算を、収益的収入では3億 5,202万 8,000円、収益的支出では3億 4,865万 4,000円とし、また資本的収入では 8,855万 2,000円、資本的支出では2億 5,012万 2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第38号 国災第1528号 町道白倉1号線道路災害復旧工事(分割11号)請負契約の締結  
について

本議案につきましては、平成18年3月1日に執行しました指名競争入札の結果、契約金額 5,118万 1,200円で、海山区矢口浦 303番地 6、大徳建設株式会社代表取締役 西村みやと契約の締結をいたしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

続きますして

認定第1号 平成17年度紀伊長島町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成17年度紀伊長島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成17年度紀伊長島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成17年度紀伊長島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成17年度紀伊長島町水道事業会計決算認定について

認定第6号 平成17年度海山町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成17年度海山町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成17年度海山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成17年度海山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成17年度海山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成17年度海山町水道事業会計決算認定について

以上11案件につきましては、合併により打ち切り決算を行った旧紀伊長島町、旧海山町の各会計別決算につきまして、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定を求めるものであります。

続きますして、認定第12号 平成17年度紀伊長島町海山町し尿共同処理組合一般会計歳入歳出  
決算認定について

本議案につきましては、合併により解散いたしました紀伊長島町海山町し尿共同処理組合の平成17年度決算につきまして、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定を求めるものであります。

以上30議案及び12件の認定につき、提案の趣旨説明を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当に説明いたさせます。何とぞ慎重ご審議のうえ、ご可決賜りますようよろしく  
お願い申し上げます。

議長

続いて内容説明を求めます。

最初に議案第9号から、議案第38号までについての内容説明を求めます。

まず議案第9号、第10号を太田財政課長、内容説明を求めます。

#### 太田哲生財政課長

紀北町地域振興基金条例の内容について説明いたします。

議案第9号 紀北町地域振興基金条例

紀北町地域振興基金条例を別紙のとおり制定する。

平成18年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

#### 提案理由

合併特例債を財源とした紀北町地域振興基金を新たに設置するにあたり、地方自治法第241条第1項の規定により条例制定が必要となることから、議会の議決を求めるものである。

次のページをご覧ください。

それでは、条例の内容について説明いたします。地域振興基金は合併特例債の活用による基金で、基金の上限は約12億1,000万円であります。適用期間は平成18年度から平成27年度までであります。平成18年度は1億2,000万円を積み立てるよう予算計上いたしております。このうち充当率95%で1億4,000万円は合併特例債によるものであります。1億1,400万円のうち70%の7,980万円の交付税で措置されます。

条例第1号では地域振興基金の設置について定めております。

第2条では一般会計予算で定める額を積み立てるものとしております。

第3条では基金の管理について定めております。

第4条では利息等運用益の処理について定めております。

第5条では基金の処分について定めており、地域振興基金が生じた利息などを町民の連帯の強化及び地域振興に要する経費の財源に充てることができます。

第6条は振替運用について定めています。

第7条は町長への委任であります。

この条例は平成18年4月1日から施行いたします。以上で紀北町地域振興基金条例の内容についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして紀北町基金の処分の特例に関する条例の内容について説明いたします。

議案第10号 紀北町基金の処分の特例に関する条例

紀北町基金の処分の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成18年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

基金を預貯金等として金融機関に預け入れ等を行っている場合において、預金保険事故が発生したときは、債務と預金の債権を相殺するため基金を処分することができる特例を定めるにあたり、地方自治法第 241条第 8 項の規定により条例制定が必要となることから、議会の議決を求めるものである。

次の 9 ページをご覧ください。

(以下資料により詳細に説明)

**議長**

続いて議案第11号の説明を求めます。

平山産業振興課長。

**平山厚産業振興課長**

議案第11号 紀北町島勝浦体験イベント交流施設条例

紀北町島勝浦体験イベント交流施設条例を別紙のとおり制定する。

平成18年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

桂城中学校を改修し、体験イベント交流施設として整備したので、本条例を制定するものである。

次のページにその条例を掲げてあります。その概要について説明いたします。

(以下資料により詳細に説明)

議案第11号のタイトルで紀北町島勝浦体験イベント交流施設条例と申し上げましたが、正しくは、紀北町島勝浦体験型イベント交流施設でございましたので、訂正してお詫びいたします。

**議長**

続きまして議案第12号、第13号の内容説明を求めます。

中場危機管理課長。

**中場幹危機管理課長**

それでは議案第12号 紀北町国民保護協議会条例及び議案第13号 紀北町国民保護対策本部

及び紀北町緊急対処事態対策本部条例について、ご説明をさせていただきます。

まず議案第12号、15ページでございます。

議案第12号 紀北町国民保護協議会条例

紀北町国民保護協議会条例を別紙のとおり制定する。

平成18年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づき、紀北町国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要が生じたためということで、内容を説明させていただきますと、平成16年9月に施行されました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条において、市町村の区域にかかる国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に市町村国民保護協議会を置くことになっておりまして、この協議会は町長の諮問に応じて町の区域にかかる国民の保護のための措置に関する重要事項の審議や市町村国民保護計画の作成に意見を述べていただく協議会であります。

紀北町国民保護協議会条例は、協議会組織及び運営について規程をいたしておりまして、会長は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第2項において町長をもってあてることになっており、委員は町長が任命することになっております。委員は市町村の区域を所管する指定地方行政機関の職員、都道府県の職員、助役、収入役、消防吏員、市町村職員、指定公共機関及び指定地方公共機関の役員または職員、国民の保護のための措置に関し、知識または経験を有する方等の中からお願いすることになると思います。なお、平成18年度におきまして、紀北国民保護計画を作成させていただきたいと思っております。計画は、協議会に諮問し三重県に協議し議会に報告をさせていただくこととなっております。

中場幹危機管理課長

続きまして議案第13号 紀北町国民保護対策本部及び紀北町緊急対処事態対策本部条例  
17ページでございます。

紀北町国民保護対策本部及び紀北町緊急対処事態対策本部条例を別紙のとおり制定する。

平成18年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第 112号）第31条及び同法第 183条において準用する同法第31条の規定に基づき、紀北町国民保護対策本部及び紀北町緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定める必要が生じたためでございます。

内容につきましては、この条例は武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態において、警報の伝達、避難指示の伝達及び避難住民の誘導等や救援等を行うための紀北町国民保護対策本部及び多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態、いわゆる大規模テロ等において警報の伝達、避難指示の伝達及び避難住民の誘導等や救援等を行うための紀北町緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めるものであり、組織や会議の招集及び現地対策本部について規程をいたしております。以上でございます。

#### 議長

続きまして議案第14号の内容説明を求めます。

宮沢住民課長。

#### 宮沢清春住民課長

それでは議案第14号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案第14号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例

紀北町集会所条例（平成17年紀北町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成18年 3月 7日提出

紀北町長 奥山始郎

#### 提案理由

旧紀伊長島町における青年の家十須寮を、十須集会所として改築したことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためございまして、次ページをお願いいたします。

（以下資料により詳細に説明）

#### 議長

続きまして議案第15号、16号、17号、18号を谷口総務課長より内容説明を求めます。

#### 谷口房夫総務課長

議案第15号の内容説明をさせていただきます。議案書の22ページをご覧ください。

議案第15号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町の職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀北町条例第29号）の一部を別紙のとおり

り改正する。

平成18年 3月 7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

職員の育児休業等に関する人事院規則の改正に伴い、本町の育児休業等に関する規定についても同様に改正したいので、本条例の一部を改正するものでありまして、その内容につきましては別冊の新旧対照表でご説明いたします。

(以下資料により詳細に説明)

続きまして議案第16号の紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の内容説明をいたします。議案書の24ページをご覧ください。

議案第16号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年紀北町条例第30号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成18年 3月 7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、本町の公務災害補償等に関する規定についても同様の改正をいたしたいので、本条例の一部を改正するものであるというものであります。

その内容につきましては別冊の新旧対照表でご説明いたします。

(以下資料により詳細に説明)

谷口房夫総務課長

続きまして議案第17号の紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容説明をいたします。議案書の26ページをご覧ください。

議案第17号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成18年 3月 7日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本町職員の給与についても同様に改正したいので、本条例の一部を改正するというものであります。

(以下資料により詳細に説明)

#### 谷口房夫総務課長

続きまして議案第18号の説明をいたします。42ページをご覧ください。

議案第18号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例  
紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年紀北町条例第43号）を別紙のとおり改正する。

平成18年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

#### 提案理由

一般職の職員の給与改定に準じ、本条例の一部を改正するものであるというものでありまして、別表の改正を行うものであります。ただ一般職の職員の給与改定との相違点は、一般職で給与を平均して4.8%引き下げるといいますが、現業職では平均で1.2%引き下げるといふものであります。また給料表も6級制から5級制に改正されるとともに、号級も現在の1号級を4号級に分割するというものであります。

その他につきましては、紀北町一般職の職員に関する条例によるというものであります。施行日につきましては、平成18年4月1日であります。

以上で議案第18号の内容説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### 議長

続きまして議案第19号、20号の内容説明を求めます。

山本環境管理課長。

#### 山本善久環境管理課長

それでは議案第19号についてご説明いたします。

議案書の48ページをご覧ください。

議案第19号 紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例  
紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年紀北町条例第92号）の一部を次のとおり改正する。

平成18年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎



#### 提案理由

一般廃棄物処理業許可手数料の徴収及び一般廃棄物処理使用料の改定に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため。

内容説明でございますけども、地方自治法第 227条の規定により、紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に一般廃棄物処理業許可手数料の徴収規定を新たに設けるとともに、施設に少量の事業系一般廃棄物を搬入する事業者への対応として、一般廃棄物処理使用料の改定を行いたいので議会の議決をお願いするものであります。

議案資料新旧対照表で説明させていただきます。27ページと28ページをご覧ください。

(以下資料により詳細に説明)

#### 山本善久環境管理課長

続きまして議案第20号についてご説明いたします。

議案書の50ページをお願いいたします。

議案第20号 紀北町し尿処理条例の一部を改正する条例

紀北町し尿処理条例（平成17年紀北町条例第97号）の一部を次のとおり改正する。

平成18年 3月 7日提出

紀北町長 奥山始郎

#### 提案理由

し尿取扱業許可手数料及び浄化槽清掃業許可手数料の徴収に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため。

内容説明でございますが、地方自治法第 227条の規定により、紀北町し尿処理条例にし尿取扱業許可手数料及び浄化槽清掃業許可手数料の徴収規定を新たに設けたいので、議会の議決をお願いするものでございます。

資料の新旧対照表で説明させていただきます。29ページをお願いいたします。

(以下資料により詳細に説明)

#### 議長

続きまして議案第21号、議案第22号の内容説明を求めます。

平山産業振興課長。

#### 平山厚産業振興課長

議案第21号について説明申し上げます。

議案第21号 紀北町種まき権兵衛の里条例の一部を改正する条例

紀北町種まき権兵衛の里条例（平成17年紀北町条例第 110号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

庭園使用料の無料化に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためということです。

条例の説明をいたします。

（以下資料により詳細に説明）

#### 平山厚産業振興課長

次に議案第22号について説明いたします。

54ページをお願いいたします。

議案第22号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例

紀北町和具の浜海水浴場条例（平成17年紀北町条例第 113号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

駐車場の有料化に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

その内容につきまして説明いたします。

（以下資料により詳細に説明）

#### 議長

続きまして議案第23号の内容説明を求めます。

川合企画課長。

#### 川合誠一企画課長

それでは紀北町過疎地域自立促進計画の策定について、ご説明させていただきます。

議案第23号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定について

紀北町過疎地域自立促進計画を別冊のとおり定めたいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成18年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

合併により新たに過疎地域自立促進市町村計画を策定する必要性が生じたため。

後期計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、すでに昨年3月それぞれ旧紀伊長島町、旧海山町の議会定例会で議決をいただきまして、すでに策定されているところでございますが、昨年10月11日に、両町が合併いたしましたことから、改めて紀北町として同じ平成17年度から平成21年度までの5カ年間の後期計画を策定する必要が生じたので、ご審議をお願いするものでございます。計画は、基本的にはそれぞれの旧両町の後期計画に基づき作成されておりまして、本定例会においてお認めいただきまして、県を通じて国に提出することとなっております。本法に基づく期間は平成12年から平成21年度までの10年間でございますが、すでに前期計画に基づく5年間は終了いたしております。これまで全国で市町村合併が進み、平成18年2月1日現在、全国でも797団体、そのうち三重県内では津市の旧美杉村の区域、松阪市の旧飯南町と旧飯高町の区域、熊野市、大台町、南伊勢町、大紀町、紀北町の7団体となっております。

さて、当市町村計画の内容でございますが、過疎地域自立促進特別措置法の第6条、過疎地域自立促進市町村計画等におきまして、計画書の構成、内容等が詳細に定められておりまして、そこに基づきお手元の別冊の計画書のとおり、1. 基本的な事項から、9. 集落の整備までが構成され作られております。お手元にですね、お配りさせていただいております過疎地域自立促進計画修正一覧表というのがあろうかと思っております。こちらを少しご覧いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。過疎地域自立促進計画修正一覧表でございます。これにつきましては、先月28日の全員協議会での質疑を踏まえまして、関係各課より別紙のとおり修正の依頼がございました。そのため、計画書を一覧表のとおり修正のうえ、本日提出させていただいたわけでございます。特に主な修正箇所を少しご説明させていただきます。

(以下資料により詳細に説明)

## 議長

続きまして議案第24号の内容説明を求めます。

中場危機管理課長。

## 中場幹危機管理課長

それでは議案第24号 三重紀北消防組合の規約変更に関する協議についての内容説明をさせていただきます。提出議案の57ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第24号 三重紀北消防組合の規約変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、三重紀北消防組合規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決

を求める。

平成18年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

議長、副議長に関する事及び選挙の方法についての規定がないことから、地方自治法第 287 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、本規約の一部を変更することについて協議する必要性が生じたためでございます。

(以下資料により詳細に説明)

議長

続きまして議案第25号の内容説明を求めます。

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

議案第25号について説明いたします。

議案第25号 東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項の規定により、東紀州農業共済事務組合規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成18年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

北牟婁郡紀伊長島町と同郡海山町を廃し、その区域をもって平成17年10月11日紀北町を設置、熊野市と南牟婁郡紀和町を廃し、その区域をもって平成17年10月1日熊野市を設置、及び南牟婁郡紀宝町と同郡鶴殿村を廃し、その区域をもって平成18年1月10日紀宝町が設置されたことに伴い、東紀州農業共済事務組合を組織していた旧 2 市 4 町 1 村が 2 市 3 町となり、本規約の一部を変更することについて協議する必要性が生じたためであります。

次の60ページにその協議書案が示してあります。

(以下資料により詳細に説明)

議長

続きまして議案第26号の内容説明を求めます。

谷口総務課長。

**谷口房夫総務課長**

議案第26号の内容説明をいたします。

議案書の61ページをご覧ください。

議案第26号 三重県自治会館組合の規約変更に関する協議について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の3第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、三重県自治会館組合規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成18年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

**提案理由**

平成17年度の市町村合併によって、新たに伊勢市、熊野市、津市及び南伊勢町、紀北町、多気町、大台町、紀宝町が設置されたことに伴い、本規約の一部を変更することについて協議する必要が生じたためというものでございます。

その内容につきましては、別冊の新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表の35ページ、36ページをご覧ください。

（以下資料により詳細に説明）

**議長**

続きまして議案第27号の内容説明を求めます。

長野税務課長。

**長野季樹税務課長**

議案第27号の内容説明をいたさせていただきます。

議案第27号 三重地方税管理回収機構の規約変更に関する協議について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の3第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、三重地方税管理回収機構規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成18年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

**提案理由**

平成17年度の市町村合併によって、新たに伊勢市、熊野市、津市及び南伊勢町、紀北町、多

気町、大台町、紀宝町が設置されたことに伴い、本規約の一部を変更することについて協議する必要が生じたためというものであります。

この改正内容につきましては、別冊の新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表の37ページ、38ページをご覧ください。

(以下資料により詳細に説明)

## 議長

続きまして議案第28号の内容説明を求めます。

太田財政課長。

## 太田哲生財政課長

平成17年度紀北町一般会計補正予算(第3号)内容について説明いたします。

議案第28号 平成17年度紀北町一般会計補正予算(第3号)

平成17年度紀北町の一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

平成18年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

予算書は別添であります。予算書の1ページをご覧ください。

第1条では、歳入歳出予算を定めています。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億9,486万2,000円減額し、73億2,896万4,000円といたしました。

予算の区分は2ページからの第1表 歳入歳出予算補正に記載しています。

第2条では、繰越明許費について定めています。

7ページの第2表 繰越明許費補正に記載しています。

第3条では、債務負担行為の補正について定めています。

事項、期間及び限度額は8ページの第3表 債務負担行為補正に記載しています。

第4条では、地方債の補正について定めています。

目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は9ページからの第4表 地方債補正に記載しています。

続きまして歳入予算の主なところを説明させていただきます。

17ページをご覧ください。歳入の主なところを説明させていただきます。

(以下予算書により詳細に説明)

## 議長

続きまして議案第29号、及び議案第30号の内容説明を求めます。

宮沢住民課長。

#### 宮沢清春住民課長

それでは議案第29号についてご説明申し上げます。

議案第29号 平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

平成18年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

予算書別添でございます。それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額から、それぞれ6,415万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額を16億1,644万2,000円としております。

（以下予算書により詳細に説明）

#### 宮沢清春住民課長

続きまして議案第30号についてご説明申し上げます。

議案第30号 平成17年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成17年度紀北町の老人保健特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

平成18年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

予算書別添でございます。予算書をご覧いただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,941万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億9,672万6,000円と定めております。

（以下予算書により詳細に説明）

#### 議長

続きまして議案第31号の内容説明を求めます。

東水道課長。

#### 東義郎水道課長

議案書の68ページをお願いします。議案第31号について説明をさせていただきます。

平成17年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

平成17年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

平成18年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

予算書は別添であります。それでは予算書1ページから2ページをお願いします。

平成17年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）についてとありますが、収益的収入及び支出では、水道利用収益は61万1,000円を減額し、1億7,308万5,000円に、水道事業費用は122万5,000円を減額し、1億7,145万8,000円にしようとするものであります。

また資本的収入及び支出では、資本的収入は880万円を減額し、2億2,340万1,000円に、資本的支出は290万円を減額し、3億1,787万7,000円にしようとするものであります。

内容につきましては9ページの補正予算（第1号）実施計画説明書で説明をさせていただきます。9ページをお願いします。

（以下予算書により詳細に説明）

---

議長

ここで暫時休憩をいたします。

開会は3時から開会いたします。

（午後 2時 46分）

---

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時 00分）

---

議長

次、議案第37号の内容説明を求めます。

太田財政課長。

太田哲生財政課長

平成18年度紀北町一般会計当初予算の内容について説明いたします。

議案第32号 平成18年度紀北町一般会計予算

平成18年度紀北町の一般会計予算は次に定めるところによる。



平成18年 3月 7日提出

紀北町長 奥山始郎

予算書は別添であります。

それでは予算書の1ページをご覧ください。

第1条では、歳入歳出予算を定めています。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ85億 8,111万 2,000円であります。

予算の区分は3ページからの第1表 歳入歳出予算に記載しています。

第2条では、債務負担行為について定めています。

事項、期間及び限度額は9ページからの第2表 債務負担行為に記載しています。

第3条では、地方債について定めています。

目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、10ページからの第3表 地方債に記載しています。

第4条では、一時借入金の限度額を9億円に定めております。

この限度額は地方債の収入が遅れることもありますので、歳入の町債を基準としております。

第5条では、歳出予算の流用について定めています。

地方自治法 220条第2項の規定によりますと、歳出予算の経費の金額は各款の間、各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし歳出予算の各項の経費の金額は予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところによりこれを流用することができるとされております。この規定によりまして給料、職員手当及び共済費については過不足を生じた場合、同一款内で各項の間で流用が可能ということであります。

続きまして歳入予算の主なところを説明させていただきます。15ページをご覧ください。

(以下予算書により詳細に説明)

## 議長

続きまして議案第33号、議案第34号の内容説明を求めます。

宮沢住民課長。

## 宮沢清春住民課長

それでは議案第33号についてご説明申し上げます。

議案第33号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

平成18年度紀北町の国民健康保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

平成18年 3月 7日提出

紀北町長 奥山始郎

予算書別添でございます。予算書をご覧いただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億 8,031万 7,000円と定めております。

第2条では、借入金の最高額を2億円と定めております。

8ページをお願いいたします。歳入でございます。

(以下予算書により詳細に説明)

#### 宮沢清春住民課長

続きまして議案第34号についてご説明申し上げます。

議案第34号 平成18年度紀北町老人保健特別会計予算

平成18年度紀北町の老人保健特別会計の予算は次に定めるところによる。

平成18年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

予算書は別添となっております。予算書をご覧いただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算総額を、それぞれ31億 8,276万 7,000円と定めております。

第2条では、一時借入金の最高額を2億円と定めております。

それでは6ページをお願いいたします。歳入でございます。

(以下予算書により詳細に説明)

#### 議長

続きまして議案第35号の内容説明を求めます。

東水道課長。

#### 東義郎水道課長

それでは議案書の72ページをお願いします。議案第35号について説明をさせていただきます。

平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計予算

平成18年度紀北町の簡易水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

平成18年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

予算書は別添であります。それでは予算書の1ページをお願いします。

平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

この特別会計では、海山区の簡易水道事業を運営しております。

当初予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ1億3,944万9,000円をお願いするものであります。

内容につきましては、歳入歳出予算の事項別明細書で説明をさせていただきます。

7ページをお願いします。

(以下予算書により詳細に説明)

#### 議長

続きまして議案第36号の内容説明を求めます。

塩崎福祉保健課長。

#### 塩崎剛尚福祉保健課長

それでは平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の内容についてご説明いたします。

議案第36号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

平成18年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

予算書は別添であります。予算書1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億7,603万7,000円と定めております。

第2条では、一時借入金の借入の最高額を3,600万円と定めております。

内容につきましては、事項別明細で説明をさせていただきます。

歳入予算から説明いたします。6ページをお願いいたします。

(以下予算書により詳細に説明)

#### 議長

続きまして議案第37号の内容説明を求めます。

東水道課長。

#### 東義郎水道課長

議案書の74ページをお願いします。議案第37号について説明をさせていただきます。

平成18年度紀北町水道事業会計予算

平成18年度紀北町の水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

平成18年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

予算書は別添であります。それでは予算書の1ページから2ページをお願いします。

平成18年度紀北町水道事業会計予算について説明をさせていただきます。

この会計では、紀伊長島区の上水道と簡易水道、そして海山区の上水道の事業を運営しております。

平成18年度当初予算の予定額ですが、収益的収入及び支出では、水道事業収益3億5,202万8,000円、水道事業費用3億4,865万4,000円を。

資本的収入及び支出では、資本的収入8,855万2,000円、資本的支出2億5,012万2,000円をお願いするものであります。

内容につきましては22ページの予算実施計画説明書で説明をさせていただきます。

22ページをお願いします。

(以下予算書により詳細に説明)

#### 議長

それでは議案第38号の内容説明を求めます。

倉崎建設課長。

#### 倉崎全生建設課長

よろしく願いをいたします。

議案第38号でございます。国災1528号 町道白倉1号線道路災害復旧工事(分割11号)請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので議会の議決を求める。

#### 記

1. 契約の目的 国災第1528号 町道白倉1号線道路災害復旧工事(分割11号)
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 5,118万1,200円
4. 契約の相手方 紀北町海山区矢口浦303番地6  
大徳建設株式会社 代表取締役 西村みや

平成18年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

#### 提案理由

紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定に基づき議会の議決が必要であるためでございます。

当工事の予算につきましては、2月28日の臨時会において繰越しの議決をいただいたものでございます。資料の40ページの位置図を見ていただきたいと思います。

(以下資料により詳細に説明)

**議長**

会議終了時刻にまいりましたが、会議規則第9条の第2項の規定により、会議時間の延長をいたします。

なお、本日上程されております議案の質疑におきましては、第3日目の3月9日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

異議なしと認めます。

よって、本日日程に組み入れてました議案の質疑等に関しては、第3日目の3月9日といたします。

---

**議長**

これにて暫時休憩して5時から再開いたします。

(午後 4時 50分)

---

**議長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 5時 00分)

---

**議長**

続きまして認定第1号から認定第12号までの審査結果について、代表監査委員よりの報告を求めます。

佐野代表監査委員。

**佐野耕造代表監査委員**

それでは決算審査の報告をさせていただきます。

最初に平成17年度旧2町(紀伊長島町・海山町)一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の1ページをご覧ください。よろしゅうございますか。

## 第1 審査の概要

### 1. 審査の対象

平成17年度紀伊長島町一般会計歳入歳出決算

平成17年度海山町一般会計歳入歳出決算

平成17年度紀伊長島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成17年度海山町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成17年度紀伊長島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算

平成17年度海山町老人保健特別会計歳入歳出決算

平成17年度紀伊長島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

平成17年度海山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

平成17年度海山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

### 2. 審査の期間

平成18年1月19日から20日

### 3. 審査を実施した監査委員

佐野 耕造・中津畑正量

### 4. 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合を実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果誤りはなく、また予算の執行及び関連する事務処理についても適正に行われているものと認められる。

以下、決算数字の詳細につきましては、ご確認いただくこととしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

22ページでございます。

### 所 見

本決算は合併による打ち切り決算であり、事業関係等の歳入歳出が確定していない状況での出納閉鎖となっているところから、当該決算数値のみをもって2町の財政状況を判断する

ことは難しいところである。ただ合併したとはいえ、紀北町の財政は国や県からの合併特例措置を受けたとしても大変厳しいことが推察されるところから、今後の行財政運営においてはより効果、効率的な施行に努められたい。

続きまして平成17年度旧2町（紀伊長島町・海山町）水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

## 第1 審査の概要

### 1. 審査の対象

平成17年度紀伊長島町水道事業会計決算

平成17年度海山町水道事業会計決算

### 2. 審査の期間

平成18年1月19日及び20日

### 3. 審査を実施した監査委員

佐野 耕造・中津畑正量

### 4. 審査の手続

決算書類が各事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合と審査を実施した。

## 第2 審査の結果

決算は地域の会計帳簿に基づいて正確に処理されており、その内容は正確であった。また事業報告は関係諸帳簿に照らし、その内容は適正であった。

以下、決算数字の詳細等につきましては、ご確認いただくことといたしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

### 所 見

平成17年度紀伊長島町・海山町の水道事業会計決算は、収入及び支出の状況、各施設別配水量及び有収水量や建設改良事業の実施状況などから、経営については安定している状況が伺えた。紀伊長島町では配水管布設替工事や浄水器取替修繕工事を実施するなど、水道施設の整備に努めており、海山町では平成15年度から進めてきた便ノ山浄水場の設備更新工事も平成17年度末に完成するとのことであるので、安全で安定した水の供給の充実を今後とも図られたい。

平成17年10月11日に合併し、紀北町となったが水道使用料など収入面の円滑な確保をはじめ、各企業債などの支出を含めた財政計画の執行を図り、新町においてより安定した事業運

営に努められたい。

続きまして平成17年度紀伊長島町海山町し尿共同処理組合一般会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

## 第1 審査の概要

### 1. 審査の対象

平成17年度紀伊長島町海山町し尿共同処理組合一般会計歳入歳出決算

### 2. 審査の実施期間

平成18年1月19日

### 3. 審査を実施した監査委員

佐野 耕造・中津畑正量

### 4. 審査をした決算処理

歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係する諸帳簿、証書類、

### 5. 実施した審査の手続

決算書類及び諸票書類の審査

## 第2 審査の結果

審査に付された決算書に基づき、歳入歳出関係の諸帳簿及び証拠書類を審査した結果、決算計数はいずれも符合して誤りのないことを確認した。

以下、決算数字の詳細につきましては、ご確認いただくことといたしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

### 所 見

合併によりし尿共同処理組合としては解散し、紀北町に引き継がれたわけであるが、新町においてもより時代に即した環境行政の推進を図っていく必要がある。今後も本事業の実施にあたってはこうした観点に立ち、より円滑な事業運営に努められたい。

以上でございます。

## 議長

それでは次に収入役より、旧両町の水道事業会計を除いた認定第1号から、認定第12号までの詳細説明を求めます。

収入役。

## 川端清司収入役

決算報告に入ります前に、資料の確認をお願いいたしたいと思います。



今回の決算書はですね、このように5冊構成となっております、1冊目がこれから私が説明させていただくですね、平成17年度紀伊長島町一般会計及び特別会計の3件が、こちらの1冊目に入っております。それから2冊目なんですけども、こちら次が海山町一般会計及び特別会計が4件、それからもう1冊が紀伊長島町海山町し尿共同処理組合の一般会計歳入歳出の決算書でございます。あとの2冊につきましては水道課長のほうから説明いただく水道事業会計決算書の紀伊長島町分と、それから水道会計決算書の海山町分、この5冊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは認定第1号から第4号までと、それから認定第6号から第11号並びに認定第12号のほうの説明をいたさせていただきます。

この度の決算報告は先ほど代表監査委員さんからもご説明があったように、紀伊長島町と海山町が10月11日に合併し、紀北町になったことによるということで、旧町の歳入歳出決算報告であります。年度途中の決算となるため、収入未済額と不用額は通年の決算と比べて金額は多くなっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

なお、説明にあたりまして各会計の収入済額と支出済額は、予算科目の款のみの説明とさせていただきます、項以降の説明につきましては主要事業の説明とさせていただきます。

それでは認定第1号をよろしくお願いいたします。

こちらのほう、平成17年度紀伊長島町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第3項の規定により、平成17年度紀伊長島町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成18年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは決算書の14ページをご覧くださいと思います。こちら平成17年度紀伊長島町一般会計歳入歳出決算事項別明細書のほうをご覧くださいと思います。決算書の14ページでございます。

（以下事項別明細書により詳細に説明）

## 川端清司収入役

次に認定第2号をお願いいたしたいと思っております。

平成17年度紀伊長島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第3項の規定により、平成17年度紀伊長島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成18年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

こちらのほうは決算書の 145ページからの平成17年度紀伊長島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

#### 川端清司収入役

続きまして認定第 3 号 平成17年度紀伊長島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 3 条第 3 項の規定により、平成17年度紀伊長島町老人保健特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成18年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

こちら決算書の 174ページからの平成17年度紀伊長島町老人保健特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

#### 川端清司収入役

続きまして認定第 4 号 平成17年度紀伊長島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 5 条第 3 項の規定により、平成17年度紀伊長島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成18年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

191ページからの平成17年度紀伊長島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

#### 川端清司収入役

続きまして 2 冊目の海山町のほうをご覧くださいと思います。

こちら11ページからでございますが、認定第 6 号 平成17年度海山町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 5 条第 3 項の規定により、平成17年度海山町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成18年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

こちら決算書の11ページからでございますか、平成17年度海山町一般会計歳入歳出決算事項別明細書から説明いたします。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

#### 川端清司収入役

続きまして、認定第 7 号 平成17年度海山町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 5 条第 3 項の規定により、平成17年度海山町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成18年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

こちらは決算書の 110ページからの事項別明細書をご覧ください。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

#### 川端清司収入役

続きまして認定第 8 号 平成17年度海山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 5 条第 3 項の規定により、平成17年度海山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成18年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

こちらは決算書の 135ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

#### 川端清司収入役

続きまして認定第 9 号 平成17年度海山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 5 条第 3 項の規定により、平成17年度海山町老人保健特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成18年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

こちら 150ページからの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

## 川端清司収入役

続きまして認定第10号 平成17年度海山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条第3項の規定により、平成17年度海山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成18年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

こちら 165ページからの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。

（以下事項別明細書により詳細に説明）

## 川端清司収入役

続きまして認定第12号、こちら3冊目のし尿のほうの決算書になります。

認定第12号 平成17年度紀伊長島町海山町し尿共同処理組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第3項の規定により、平成17年度紀伊長島町海山町し尿共同処理組合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成18年3月7日提出

紀北町長 奥山始郎

この決算報告は、紀伊長島町海山町の2町で構成しておりましたし尿共同処理組合が10月11日の合併により解消されたことから、地方自治法施行令第5条第1項の規定により、紀北町がその事務を継承するということになります。

それでは決算書の9ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。

（以下事項別明細書により詳細に説明）

## 議長

続いて認定第5号と認定第11号についての内容説明を求めます。

東水道課長。

## 東義郎水道課長

それでは、議案書の80ページをお願いします。80ページです。

認定第5号について説明させていただきます。

平成17年度紀伊長島町水道事業会計決算認定について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第3項の規定により、平成17年度紀伊長島

町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成18年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは認定第 5 号 平成17年度紀伊長島町水道事業会計決算の内容を説明させていただきます。今回の決算は平成17年 4 月 1 日から10月10日までの打ち切り決算となっております。お手元の決算書の13ページをご覧ください。

(以下事業報告書により詳細に説明)

#### 東義郎水道課長

続きまして議案書の86ページをお願いします。

認定第11号について説明させていただきます。

平成17年度海山町水道事業会計決算認定について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 5 条第 3 項の規定により、平成17年度海山町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成18年 3 月 7 日提出

紀北町長 奥山始郎

それではですね、認定第11号の平成17年度海山町水道事業会計決算の内容を説明させていただきます。

今回の決算は平成17年 4 月 1 日から10月10日までの打ち切り決算となっております。お手元の決算書の13ページをご覧ください。

(以下事業報告書により詳細に説明)

#### 議長

以上で決算審査結果の詳細説明を終わります。

---

### 日程第51

#### 議長

次に請願案件につきましては、お手元に配布のとおり 1 件ここに受理することとし、別紙文書表により朗読させ、説明に代えさせます。

中野議会事務局長。

#### 中野直文議会事務局長

( 請 願 文 書 表 朗 読 )

議長

以上で請願の説明を終わります。

---

議長

これで本日の日程はすべて終了しました。

これにて散会いたします。

どうも長時間ご苦勞さまでした。

(午後 6時 48分)

---

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 18 年 7 月 26 日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 松永征也

紀北町議会議員 家崎春季